

社会問題に焦点を当てた歴史の批判的解釈学習の論理：

DBQプロジェクト米国史単元「男女平等権憲法修正条項(ERA)はなぜ否決されたのか」の場合

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-01-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 寺尾, 健夫 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10098/9530">http://hdl.handle.net/10098/9530</a>

# 社会問題に焦点を当てた歴史の批判的解釈学習の論理

－DBQプロジェクト米国史单元「男女平等憲法修正条項（ERA）はなぜ否決されたのか」の場合－

寺尾 健夫\*

(2015年9月30日 受付)

## 1. 問題設定

本稿では、社会問題に焦点を当てた歴史の批判的解釈学習の原理を明らかにする。そして、批判的解釈を行う方法として社会構築主義の考え方をを用いる。構築主義とは、「事象は客観的に実在するのではなく、社会的に構成されたものである」という認識方法をとる考え方である。

これまで社会問題は、社会科教育の中で様々に取り上げられ、教えられてきた。例えば、①構造規定としての社会問題、②価値葛藤としての社会問題、③定義闘争としての社会問題などがある（溝口，2003）。そしてこれらの社会問題は、意思決定能力・社会的知識・思考技能などの学力の育成や市民的資質の育成に有効なものと考えられてきた。しかし①社会問題を理解するとはどういうことか、②学習者に社会問題を主体的に理解させ、社会理解や歴史理解を発展させるにはどのような方法をとればよいのか、ということについては十分に検討されてはいない。これらの問いに答えるためには、〈1〉社会問題の基本概念を明らかにし、〈2〉社会問題を通して社会を理解することができるような歴史理解の原理を明らかにする必要がある。さらに〈3〉学習者が社会問題を正しく理解するためには、どのような学習原理に基づいた授業が必要かを明らかにすることも必要である。本稿ではこのような課題に応えるために、社会構築主義の観点から、社会問題に焦点を当てた歴史学習の原理を明らかにする<sup>注1)</sup>。

現在の社会では、虐待、いじめ、環境保護、原発、健康、消費者保護、表現の自由や情報倫理、ジェンダーや女性の権利、麻薬取締りなど、様々な社会問題が解決を求められている。しかし、これらは社会生活を脅かすものであるにもかかわらず解決困難な問題である。したがって、そのような社会問題を学習することは、今後の社会形成を担う子どもたちにとって極めて重要である。

従来の社会構築主義の定義では、「社会問題とは社会の中で人々が困っている状態である」とい

---

\*福井大学教育地域科学部社会系教育講座

う指摘にとどまっていた。しかし困った状態の指摘だけでは問題解決は困難であり、今後の社会形成を担う子どもたちが行う社会科学習としては不十分である。そのため、社会問題をもっと広く解して、社会問題の解決策を要求する活動までを含むものとして、次のような定義を用いることにした。すなわち、「社会問題とは、何らかの想定された状態について苦情を述べ、クレーム（主張）を申し立てる個人やグループの活動のことである。社会問題が発生するのは、ある状態を改善、改変する必要があると主張する活動が組織化されるときである」（キツセ&スペクター、1990：119）。

クレームとは、「権利や権利と思われるものの要求」<sup>注2)</sup>のことであり、クレームを申し立て、苦情を述べ、状態の改変を要求する活動が、「社会問題」の核心となる。ある状態が「社会問題」であるという主張は、好ましくない状況に人々の目を向けさせ、その状況を変えるために様々な機関を動かそうとする人々によって構成される。またクレームの申し立てはつねに相互作用の一形式であり、他者に自分の主張を聞かせる権利をもつという含みがある（キツセ&スペクター、1990：123、124）。

社会問題に焦点を当てた歴史学習の基本概念は次のように示すことができる<sup>注3)</sup>。

1. 社会問題は、社会的な問題についての人々のクレーム（主張）として理解される。
2. 社会問題は、社会の中にある困った状態やそのような状態として起こりうる可能性としての社会的問題についてのクレームとして理解される。
3. 社会問題は、それに関わり、クレームを行っている人々の活動の様々な場面の理解を通して理解される。
4. 社会問題は、その様なクレームを人々が実際にどの様に行い、それに対して他の人々がどの様に応答するかという、クレームをめぐる人々の具体的なやりとりのプロセスとして理解される。
5. 社会問題は、単線的な問題解決過程ではなく、人々の複数のクレームや言説が行き交う、解釈をめぐる入り組んだ対立の過程として理解される。
6. 社会問題は、その解決過程が本来的にオープンエンド（未解決）な過程であり、暫定的・歴史的意味でしかその解決を示すことができないものとして理解される。

上記の基本概念のうち、1と2は社会問題の中核をなすものであり、社会問題の中核をなすのはクレーム（主張）であることを示している。2は1をさらに具体化したものである。

3は、社会問題の理解はクレームの内容理解だけでなく、それを主張する人々の「活動」の理解をも含むことを示している。

4と5は、3で述べた「活動」はクレームをめぐる人々の具体的なやりとりであり、解釈をめぐる人々の対立を理解することによって社会問題の理解がなされることを示している。4の「やりとり」の性質を示したのが5の「対立」である。

4と5は社会問題解決のプロセスについて述べたものであるが、6はそのプロセスには終わり

がないことを知ることが社会問題の理解のポイントであることを示している。

1～6を全体としてみると、前の基本概念の理解の上に後の基本概念の理解が段階的に形成されている関係にある。

歴史学習において社会問題に関するこのような基本概念を理解する場合には、どのような学習原理に基づけばよいのであろうか。

本研究ではこの課題に応えるために、社会構築主義の考え方を基盤にしていると考えられる米国中等歴史プロジェクトDBQ（Data Based Questions in History）を手がかりとする。そして、このプロジェクトの中でも特に、社会構築主義の観点から社会問題を理解させていると考えられる米国史単元「ERA（平等権修正条項）はなぜ否決されたのか」を取り上げて分析し、社会問題に焦点を当てた歴史解釈学習の原理を明らかにする。

アメリカでは、憲法修正は憲法本文の変更によってではなく、修正条項の追加という形でなされている。ERA（Equal Rights Amendment）は、平等権憲法修正案として雇用・教育の機会などすべての面で包括的に男女平等の権利をうたったものである。その本文は、「法のもとにおける権利の平等を、合衆国も、どの州も性によって否認もしくは制限してはならない」とされており、1972年に連邦議会で発議され、各州の承認にかけられた。当初は成立確実とみられていたが、批准期限の1982年までに必要数（38州の批准）にわずか5州達せずに廃案となった。

ERAを成立させようとする行為は、社会の中で男女の平等が実現されていないという困った状態に対して、憲法に修正条項を追加することによって問題を法的に解決すべきであるという活動である。このためERA実現の歴史はまさに社会構築主義で指摘される社会問題であり、このようなERAを扱ったDBQプロジェクトの単元は社会構築主義の考え方を反映した歴史学習である。

## 2 単元「ERA（平等権修正条項）はなぜ否決されたのか」の構成とその特質

### （1）DBQプロジェクトの概要<sup>註4）</sup>

DBQプロジェクトの歴史カリキュラムの中心目標は2つある。第一は文書（史・資料）の分析に基づいた高次の思考活動に取り組みさせることにより、歴史の分析的思考力と文章力を伸ばすこと、第二は分析的思考力と文章力を発展させることで、歴史の批判的思考力（クリティカル・シンキング）や史資料の活用技能を伸ばすことである。分析的思考力とは文書を緻密に分析する力および深い理解を可能にする読解力を指し、文章力とは証拠にもとづいた説得力のある文章を書く力を言う。

DBQプロジェクトで開発された歴史カリキュラムの単元は大きく3つの原理で構成されている。①時代の特徴や現代に共通する社会問題の追及、②問いを基軸にした概念探求過程の構成、③文書による歴史の批判的解釈と、討論による批判的解釈に基づく歴史と社会の理解である。本

表1 DBQプロジェクトの単元構成

	単元名	副題（分析的問い）	対象年代	主な学習内容	中心概念	歴史理解のレベル	主要な思考スキル
米国史	単元1 セーレム	何が1692年のセーレムの魔女裁判の集団ヒステリーを引き起こしたのか	1620-1776	社会的行動の原理	社会心理	時代を超えた問題	個人の信念を吟味する
	単元2 革命	アメリカ革命はどれくらい革命的だったのか	1761-1808	土地改革・女性の地位	社会変革	時代の特徴	分析的カテゴリーを利用する
	単元3 ジャクソン	ジャクソンはどれくらい民主的だったのか	1813-1848	民族・人種問題（インディアンと黒人奴隷）	人種、民族、人権問題	時代の特徴	カギになる用語を定義する
	単元4 ゴールドラッシュ	この時期の旅日誌はどの様に書けるか	1839-1869	人種・民族・ジェンダー問題	人種、民族、ジェンダー、人権	時代の特徴 歴史理解の方法	代弁者（persona）を作る
	単元5 オールド・ウエスト	オールド・ウエストはどれくらい暴力的であったのか	1848-1890	多様な史料による歴史理解の方法（西部開拓時代の真相）	歴史理解の方法	歴史理解の方法	偏向を見破る
	単元6 大恐慌	何が大恐慌の原因となったのか	1920-1941	市場と景気変動の原理	経済システム	時代の特徴	因果関係を判断する
	単元7 キングとマルカムX	キングとマルカムX：1960年代のアメリカにとって誰の哲学が最も大きな意味をなしていたのか	1936-1974	人種分離主義と人種統合主義	人種問題	時代を超えた問題	一般化を行う
	単元8 ERA（憲法の平等権修正条項）	ERAはなぜ否決されたのか	1964-1982	ジェンダーと平等権問題	ジェンダー、人権	時代を超えた問題	一般的に受容されている考え方に対する例外を考察する
世界史	単元1 古代アテネと漢帝国	違いはどれほど顕著であったのか	BC.551-105	民主政治と皇帝政治の理念と意義	民主政治	時代を超えた問題	分析的なカテゴリーをつくる
	単元2 モンゴル帝国	「野蛮人たち」はどれ程野蛮であったのか	1167-1348	文明圏交流の効果	文化、文明	時代の特徴	カギになる用語を定義する
	単元3 黒死病（ペスト）	キリスト教徒とイスラム教との反応はどの様に異なっていたのか	1303-1387	社会的危機と宗教（キリスト教とイスラム教）	危機（疫病）、宗教	時代の特徴	個人的な応答を吟味する
	単元4 アステカ帝国	歴史は何を語るべきであったのか	1200-1519	多様な史料による歴史理解の方法	歴史理解の方法	歴史理解の方法	判断を下す
	単元5 印刷機	印刷機が引き起こした最も重要なものは何か	1040-1543	情報革命	革命（情報革命）	時代の特徴	歴史的な重要性を評価する
	単元6 砂糖貿易	何が砂糖貿易を強かに推進したのか	1493-1740	生産の基本要素の整備（土地、労働者、資本）	経済システム	時代の特徴	経済的な関係を理解する
	単元7 工業化と女性	彼女達の経験はどれくらい類似していたのか	1789-1900	女性の労働進出と権利	ジェンダー、人権	時代を超えた問題	矛盾している史料を扱う
	単元8 植民地主義とケニア	植民地主義はケニアにどの様に影響したのか	1855-1963	植民地独立	民主政治	時代の特徴	個人的な応答を明確にする
	単元9 第一次世界大戦	第一次世界大戦の基礎にある原因は何であったか	1861-1945	民族主義	民族	時代を超えた問題	立場を明確にする
	単元10 非暴力主義	何が非暴力主義を実現させたのか	1869-1993	非暴力主義と人権保障	人権	時代を超えた問題	歴史的なシチュエーションを個人化する

(Brady &amp; Roden, 2002b, 2005bより筆者作成)

章で取り上げる单元は①の原理に基づくものである。①時代の特色や現代に共通する社会問題の追及とは、時代の特徴を理解する際に指標となる概念を習得させ、時代を超えて現在にも存在する社会問題を取り上げ、現在の社会を見る視点や概念を習得させることである。

DBQプロジェクトは世界史と米国史のカリキュラムで構成されており、それぞれの单元構成を示すと表1のようになる。

本節では、米国史单元「男女平等憲法修正条項（ERA）はなぜ否決されたか」を取り上げて分析し、社会問題に焦点を当てた歴史学習の学習原理を明らかにする。ここでの社会問題とは男女平等憲法修正条項が否決されたことである。

## （2）单元構成とその論理

### 1）单元計画

#### 目標

单元「ERA はなぜ否決されたのか」は、DBQ プロジェクトの中心目標（①分析的思考力の育成、②文章力の育成、③批判的思考力の育成）の中の③批判的思考力の育成を基本目標にしている。そして本单元の内容は、DBQ プロジェクト全体の内容構成からみると「社会構造とジェンダー」の領域に位置付けられる。そのため、この单元では批判的思考力の中でも特に「一般に受容されている考え方に対する例外を考察する」能力の育成が重視される。したがってこの单元の具体的目標は、ERA の否決（不成立）という社会問題がどのような論拠に基づいて主張として構築されているのかを理解し、この理解を基に現在の社会問題を理解することである。具体的内容としては平等権を取り上げ、男女平等を実質的に保障するための憲法修正条項案（ERA）が例外的に否決されたという社会問題を分析する。

ERA は1972年に憲法修正第27条案として連邦議会に提出され、可決された。しかし、連邦議会で可決されたとしても、憲法修正条項として正式に承認されるためには全米で必要とされる規定数の批准（38州の批准）が必要である。この单元では、連邦議会で可決されたにもかかわらず、38州の批准を得られなかったために、憲法修正条項として成立しなかった（否決された）までの過程が学習される。ここでは男女平等権の法的実現という社会問題が人々の要求によって歴史的に作られてきたものであること、しかし様々な社会的要因に阻まれてERA が憲法修正条項として成立しなかったことが理解される。様々な社会的要因とは、①憲法修正条項成立のハードルが高いこと（全州の2/3の批准）、②宗教や風土などの地域的な違い、③フェミニストの戦術に対する強い反発、④連邦政府のもつ絶大な権力への懸念、⑤宗教と年齢、⑥徴兵についての考え方、⑦ERA 反対活動の戦略、である。またこの学習の過程では、男女平等権とは何か、その実現の基盤となる条件は何か、どのような方法によって望ましい法や権利の実現が可能となるのかを理解するようになっている。

## 学習活動の構成

教師用指導書に示されている学習活動の構成をまとめると表2のようなになる。単元は4つのセ

表2 単元「ERAはなぜ否決されたのか」の単元計画

日程	学習項目	指導内容	配当時間
セクション1 (1日目)	学習への動機づけ	平等権に関する学習への動機づけを行う問題に答えさせる。	10～15分
	背景的小論文を読む	背景的小論文を読ませる。ERAは最初にいつ導入されたのか？ベティ・フリーダンは誰か、1970年代はなぜERAを批准する好機と思われたのか、当時はどのような種類の賃金の不平等があったのか、ERAは批准されたのか、DBQの問いはどのようなものかなどを問い、重要な知識を復習させる。	15分
	文書の焦点	学習問題「なぜERAは批准されなかったのか」（分析的問い）を確認させる。また、学習問題の解決のためにはどのような資料があればよいかを問う。	15分
	4観点による文書の分析・解釈（宿題）	4個の文書（A、B、C、D）を4つの観点で考察させる。 1. 提案された第27修正条項で論争になりそうな部分はどこか。 2. 文書BはERAの支持者にとってどのようなニュースか（良い・悪い・よくわからない）。 3. 文書CはERAが批准されなかった理由の説明だが、あなたの理由は何か。 4. 批准についての全米の州の動向を表した地図（文書D）からどのような一般化ができるか。	
セクション2 (2日目)	ディスカッション	宿題とした4つの問いについての答えを学級で検討する。	10～15分
	文書の分析・解釈	文書（E、F）を新たに提供し6個の文書を総合して学習問題を学級全体で検討させる。個々の文書からどのような事実が読みとれるかを見つけさせる。9個の文書を新たに提供し、個人、ペア、3人のグループのいずれかになって文書を分析させる。	30分
	文書の分析・解釈（宿題）	学習問題に答えるために9個の文書の分析をやり遂げ、メモにまとめる。	
セクション3 (3日目)	ディスカッション	作成した文書の分析メモをもとに学級全体でERAが批准されなかった理由についてのディスカッションを行わせる。取り上げられた文書をOHPで提示する。場合によっては個人やグループでいくつかの文書を分担して考察させる。ディスカッションの内容を把握し、検討中の理由を黒板に箇条書きしながら議論を方向づける。現在考えている理由のリストをより詳しく書かせる。要約的問い「ERAは成立に必要な38州の批准をなぜ得られなかったのか」を説明する上ではどの理由が最も重要かを検討させる。	45分
予備	小論文執筆法の指導	学級の生徒の小論文執筆スキルがそれほど高くなければ、執筆方法を指導する時間をとる。	45分
セクション4 (まとめ)	小論文執筆（宿題）	これまでの学習を基にして学習問題「ERAはなぜ批准されなかったのか」に答える小論文を書かせる。	

(Brady & Roden (2002b, 2005b : p.384) より筆者作成)

クションから成っており、「なぜERAは批准されなかったのか」という問いを学習問題として、文書の分析をもとに問いに答えていく。

## 2) 単元の概要

本単元の概要について表2を基にして説明すると以下のようになる。

セクション1では、日常的題材を用いた問題（女性の兵役義務など）に答えさせ、平等憲法修正条項について学習者に動機づけを行う。この後、ERAについての背景を書いた小論文を読ませ、女性の権利獲得運動の歴史や1970年代のERA批准の動きなどを理解させる。続いて、単元の中心的な問い（分析的問い）である「なぜERAは批准されなかったのか」が問われる。この問いに答えるためにERAに関係する4つの文書（A「ERA（憲法修正第27条）案」、B「ERAに関するギャラップ世論調査」、C「憲法第5章（憲法改正規定）」<sup>注5)</sup>、D「ERA批准状況地図」）が提供される。そして、これらの文書を4つの観点で考察するように宿題が出される。4つの観点とは、①ERA条項で論争になりそうな点は何か、②世論調査の結果はERA支持者にとってどのような意味を持つ情報か、③憲法第5条はERAが批准されなかった理由であるが、あなたの考える理由は何か、④全米諸州の批准状況地図から一般化できることは何か、である。

セクション2の学習では、宿題とした4つの問いの答えを学級全体で検討する。そして2つの文書が新たに提供され、これまでの4つの文書と合わせて全部で6つの文書をもとにして「なぜERAは批准されなかったのか」を考察する。続いて新たに9個の文書が提供され、合計15個の文書を総合して考察し、問いの答えを検討する。この際、個人、ペア、3人組のグループのいずれかの形態になって文書を分析し、ディスカッションする。2日目は、やり残した9個の文書の分析結果をメモにまとめることを宿題にして学習を終える。

セクション3の学習では、文書の分析結果のメモをもとにして学級全体でディスカッションし、学習問題の答えを考察する。そして最終的に、ERAが批准されなかった理由として何が最も重要かを検討させる。

セクション4の学習では、これまでの学習をもとにして、ERAがなぜ批准に必要な州の規定数（38州）に達せず、成立しなかったのかという問いに答える小論文を書いて学習をまとめることになる。

## 3) パートの構成

前項の2)では、4つのセクション（第1日目～第4日目）での単元の概要を教師用指導書に沿って述べた。教師用指導書で示されている単元構成（セクション1～4）は、授業の実施日を追った展開となっているが、学習者の実際の理解はさらに緻密な段階を踏まえた認識過程で展開している。そこで筆者は、学習者の認識過程がより明らかになるように、4段階に分けられた教師用指導書とは異なり、全体を5つのパートに再構成した。これが後にあげる表3である。パートの構成は以下のようになっている。

パート1ではきっかけ作りの問題（質問紙）をもとにして、日常場面では権利の平等について

対立的な考えがあることに気づかせる。パート2ではERAの背景について書いた小論文を読んで理解を深めるとともに、中心的な問いである「ERAはなぜ否決されたのか」が問われる。パート3では15個の文書を提供し、学習者にこれらを通読させてERA否決の要因を予想させる。

次のパート4は学習の中心部分であり、学習する内容が多く複雑である。そのためパート4はさらに4つに分けた。

パート4-1では、否決の要因として①「憲法上の困難」が検討される。このとき用いられるのは資料A、B、Cである。次のパート4-2では、否決の要因として②「宗教上の違い」、③「フェミニストの戦術への猛反発」、パート4-3では④「連邦政府の過大な権力」、⑤「宗教と年齢」、パート4-4では⑥「男性の伝統的役割観念」、⑦「女性の徴兵問題」、⑧「ERAへの巧妙な反対運動」が検討される。そして最後のパート5ではERAがなぜ否決されたのか、及び男女平等を実現する方法について小論文を書く。

#### 4) 単元全体の特質

この単元では、ERA否決の要因がいくつかの視点から検討される。それらの要因は現在も社会問題として扱われているものである。したがってこの単元の特質は、ERAの否決という歴史上の出来事の学習を通して、現在も存在する社会問題を理解し、その解決方法を学習者に考察させるという点である。

### (3) 授業展開とその論理

#### 1) 内容構成原理

ここでは、本単元の授業展開とその論理について内容構成原理を明らかにする。

内容構成原理を考える上で重要なことは授業の中で教師がどのような発問をし、それに対して学習者がどのように考え、答えるかを分析することである。なぜなら、内容構成原理は学習者が習得する内容から引き出されるものであり、その内容は教師の発問に学習者が答えることで初めて明らかにされるからである。そこで教師の発問と学習者の答えを分析するものとして表3を作成した。表の縦軸には各パートを時系列に沿って示し、横軸には各パートにおける歴史理解の構造を示すために5つの欄を設定している。

以下、表3の構造を説明していく。

縦軸は学習の「段階」を示している。本単元は教師用指導書では4つのセクションから成っているが、認識過程がより明らかになるように5つの段階に再構成した。そこで表3では縦軸にこの5つの段階を時系列に沿ってパートとして示した。

横軸には各パートにおける歴史理解の構造を示すために5つの欄、すなわち「テーマ」、「教師の発問」、「歴史理解の内容」、「認識過程」、「社会問題の理解の構築過程」を設定している。5つの欄のうち「認識過程」の欄では、「歴史理解の内容」を踏まえて、学習者が社会問題の特徴をどのように理解するかを示した。「社会問題の理解の構築過程」の欄は左右2つに分かれており、学習

表3 単元「ERAはなぜ否決されたのか」の構成

段階	テーマ	教師の発問	歴史理解の内容	認識過程	社会問題の理解の構築過程	
		◎単元の中心的問題、 ○パートの中心的問題、 具体的に考察される問題			主張としての社会問題の存在の確認	論題の確認
パート1	平等権問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>囚人の選挙権、移民の福祉年金受給権、女性のスポーツ参加資格、女性の兵役義務・参戦義務は認められているか。</li> <li>合衆国国民はあらゆる分野で平等な権利を持つべきか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政治的・経済的・文化的平等権に関する人々の主張は異なっており、男女平等権の立法化についても主張が対立している。</li> <li>・囚人の選挙権、移民の福祉年金受給権、女性の兵役義務については公民権・国籍・身体的特徴などを根拠に「平等」の解釈が分かれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会問題は人々の主張としてなされ、その内容が対立するようなものであることを知る</li> </ul>	問題の存在の確認	論題の確認
パート2	ERAの背景と社会改革	<p>〈背景的小論文〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ERAはいつ、どのような社会的・経済的状況のもとで議会に提出されたか。</li> <li>・なぜ1970年代はERA批准の好機だったのか。</li> <li>◎有利な諸条件があったにも拘わらず、ERAはなぜ否決されたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女平等権保障の要求はERA実現の主張として形成され発展してきたのに、未だに成立していないのは問題である。</li> <li>・ERAは財産・教育機会などの女性差別撤廃を求めて1923年以来女性保護運動の中で繰り返し提出されたが、その都度否決されてきた。</li> <li>○ERAは多くの人々に承認されつつあったのに、様々な論拠をもとに反対の主張がなされ、否決されたのは問題である。</li> <li>・民主・共和両党や歴代大統領によるERA支持、女性人口が過半数以上であったという絶好の条件が揃っていたが、ERAは再び否決された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会問題は社会の中にある社会的に困った状態やそのような状態として起こりうる可能性についての主張として提出されてきていることを知る。</li> </ul>	歴史（社会・経済）的視点による社会問題の理解の構築	主張と論拠枠組みの確認
パート3	ERA成立を阻んだ要因	<p>〈文書A～O〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○15個の文書を通読すると、ERA否決の理由としてどの様な要因が考えられるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般的には認められる平等権保障法案が、特殊な理由で立法化されない現状は問題である。</li> <li>・ERA否決の要因として次のものが予想される。</li> <li>①法修正に関わる条文内容、②伝統・風土・宗教の地域的差異、③過激な運動への反発、④連邦政府への権力集中に対する危惧、⑤民意を正確に反映しない批准制度の欠陥、⑥男性中心の伝統的社会体制崩壊への危惧、⑦女性徴兵への危惧、⑧巧妙なERA反対運動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会問題は、これに対する様々な観点からの主張として提出できることを知る。</li> </ul>	解釈の基本カテゴリーの獲得	
パート4-1	憲法上の障害 - 制度的欠陥 ア 州法の改訂の必要 イ 若者の投票棄権 ウ 憲法修正手順の問題	<p>文書A ERAの条文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○条文のどこが論争になるか。</li> <li>・ERAで提案された「男女平等」とはどのような意味か。</li> </ul> <p>文書B ERA支持率の年次動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世論調査で支持率はどの様に推移したか。</li> <li>・ERAに強制権がないことは世論にどう影響したか、また世論調査と投票結果との食い違いは18歳以上の投票権とどの様に関係するか。</li> </ul> <p>文書C 憲法第5条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○憲法の修正規定はERA否決のどの様な理由となるか。</li> </ul>	<p>要因① 憲法修正に関わる条文内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ERAの男女平等権は女性の既存の権利や保護を奪う可能性があり、新たに既存の州法の改訂が必要のために反対された。（曖昧な平等概念）</li> <li>○男女平等権保障の法案（主張）は、その承認手続きに制度的欠陥があれば立法化に至らない。</li> </ul> <p>〈文書A〉ERAの男女平等は必ずしも女性の保護を意味しておらず、労働法上の女性保護・利益の撤廃を伴い、州法改正も必要とした。</p> <p>〈文書B〉ERAには強制権がないので批准期間中に支持率は高まったが、現実にはいくつもの州で否決された。若者は支持したが多くが投票棄権をしたので支持率は下がった。</p> <p>〈文書C〉憲法の修正要件（批准率）は過度に厳しく、ERAの可決は困難であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会問題は、これに関する主張を行っている人々がどの様に行為しているかを明らかにすることで理解できることを知る。</li> <li>・社会問題は、主張がどの様に行われ、他の人々がどの様に応答しているか、主張をめぐるやりとりのプロセスとして理解できることを知る。</li> </ul>	立法手続きの制度的欠陥を論拠にした理解の構築	個人の観念・制度を論拠にした社会問題の主張

段階	テーマ	教師の発問	歴史理解の内容	認識過程	社会問題の理解の構築過程	
		◎単元の中心的問題、 ○パートの中心的問題、 ・具体的に考察される問題			宗教・地域性を論拠にした理解の構築	個人・集団の観念を論拠にした社会問題の主張
パート4-2	地域的違い	<p>文書D 全米の批准状況地図</p> <p>・地図からは、ERA 否決の理由をどの様に説明できるか。</p> <p>○宗教や地域性はどの様に影響したと考えられるか。</p>	<p>要因② 伝統・風土・宗教の地域的差異(文書D)</p> <p>○普遍的平等権を保障する法案といえども、伝統的な家庭構造の破壊を懸念した反対(宗教や地域性に由来するもの)が強いと支持は下がる。</p> <p>・東南部とロッキー地方の諸州ではキリスト教根本主義やモルモン教の教義、南部諸州では保守的地域性の影響を受けて ERA は否決された。</p>	<p>・社会問題は、人々がもっている宗教性、地域性などの影響のもとで形成されている。</p>	<p>宗教・地域性を論拠にした理解の構築</p>	<p>個人・集団の観念を論拠にした社会問題の主張</p>
	戦術への反発	<p>文書E 反対派リリースの論説</p> <p>○ERA 反対派のリリースは、支持派の女性運動家が最も恐れるべきものが何であると主張したか。</p> <p>文書F ERA 支持活動家の写真</p> <p>○支持者の戦術は、人々や議員の投票にどう作用したか。</p>	<p>要因③ 過激な運動への反発(文書E、F)</p> <p>○保守的風土(伝統的性役割分担を尊重し社会規範の変化・統制を嫌うもの)に基づく反対(主張)がERAの支持率を下げた。</p> <p>《文書E》ERA 支持者の過激な運動は、保守主義者の支持を失わせ、人々の懸念を拭い去れず、国民の幅広い合意を作れなかった。</p> <p>《文書F》フェミニストと同じ戦術は人々を不快にし、保守派議員たちの反対票を増やした。</p>	<p>社会問題は、社会規範を作り出す政治的風土の影響を受けて形成されている。</p>	<p>論拠にした理解の構築</p>	<p>社会集団の慣習・伝統を</p>
パート4-3	権力集中への懸念-州権を弱める	<p>文書G 漫画「連邦の強大化を阻止せよ」</p> <p>・漫画の作者はどのような懸念を訴えているのか。</p>	<p>要因④ 連邦政府への権力集中に対する危惧(文書G)</p> <p>○普遍的平等権を保障する法案でも、連邦政府への権力集中の強い懸念があれば可決できない。</p> <p>・反連邦主義者や大きな政府への反対者、公民権拡大反対の南部の人々などのグループは、ERA はこれまで州の統制にあった婚姻・家族法や中絶、親子・夫婦関係に連邦政府を介入させるものであると反対した。</p>	<p>社会問題は、政治的権力のバランスのあり方や行政による家族形態への介入のあり方についての人々の考え方の影響を受けて形成されている。</p>	<p>グループの国家観を</p>	<p>政治組織を論拠にした社会問題の主張</p>
	宗教や年齢	<p>文書H 社会調査の集計表</p> <p>・社会調査では、ERA は全ての社会集団で高い支持を得たにもかかわらず、なぜ10を超える州で批准が否決されたのか。</p>	<p>要因⑤ 民意を正確に反映しない批准制度の欠陥(文書H)</p> <p>○多数の人々が支持する法案でも民意が正しく反映されない批准制度ならば ERA 可決はない。</p> <p>・州の批准は最後は州議会の議員の過半数の得票で決まるため議員の支持が決手となる。</p>	<p>社会問題は、民意を反映するための政治制度(選挙制度)の欠陥の影響を受けて形成されている。</p>	<p>拠にした理解の構築</p>	<p>社会制度の問題を論</p>
パート4-4	男性の伝統的役割観念	<p>○ERA への高い支持率にもかかわらず 1970 年代に州による批准が失敗したのはなぜか</p> <p>文書I ジョルダノの論説</p> <p>○イタリア移民女性はなぜ ERA に反対したのか。</p> <p>文書J 漫画：女性管理職へ昇進</p> <p>○風刺漫画の主張は何か。</p> <p>文書K シャルプリーの論説</p> <p>○ERA 反対の指導者シャルプリーの論説からは、否決の理由がどの様に説明できるか。</p> <p>文書L 同性愛者の結婚</p> <p>・シャルプリーは漫画で何を主張したのか。</p> <p>文書M ポスターマンの写真</p> <p>○写真の男性ハリーはなぜ ERA に反対したのか。</p>	<p>要因⑥ 男性中心の伝統的社会体制崩壊への危惧</p> <p>○多数が承認する普遍的権利の法案でも、男性の伝統的性役割観念が強い場合は支持が下がる。</p> <p>《文書I》ERA は、男性の威厳や伝統的性役割分担を破壊し、家庭構造を崩壊させるという懸念を与えて支持を下げた。</p> <p>《文書J》男性の威厳や役割への脅威論は、男性の職場での地位低下を懸念させ、男性優位体制維持の必要性の意識を高めた。その結果男性の支持者を減らした。</p> <p>《文書K》ERA はフリーセックスや妊娠中絶を奨励し、妻や母親から権利を剥奪するとの主張や運動のため人々の支持を下げた。</p> <p>《文書L》ERA は同性結婚を法的に承認・助長するとの主張によって支持が低下した。</p> <p>《文書M》保守的地域の男性は ERA が女性の労働保護を廃止し、子どもの親権放棄、夫の地位低下を生むと主張し支持が低下した。</p>	<p>・社会問題は、単純的な問題解決過程ではなく、人々の複数の主張や言説が行き交う、解釈をめぐる入り組んだ対立の過程であることを理解する</p>	<p>論拠にした理解の構築</p>	<p>社会規範・ジェンダーと行為の関係を論拠にした社会問題の主張</p>

段階	テーマ	教師の発問		歴史理解の内容	認識過程	社会問題の理解の構築過程	
		◎単元の中心的問題、○パートの中心的問題、・具体的に考察される問題				社会問題の理解の構築過程	
パート4-4	徴兵問題	<p>文書N ERA 反対キャンペーン</p> <p>○文書Nから、ERAが否決された理由がどの様に説明できるか。</p> <p>○女性の徴兵や実戦参加の問題はERAの否決にどの様に影響したのか。</p>		<p>要因⑦ 女性徴兵への危惧〈文書N〉</p> <p>○宗教的教義による反対と集団的反対行為とが結びつくことで多くの人々の反対が起こるので普遍的平等権を保障する法案であっても否決される。</p> <p>・女性の兵役を禁じるキリスト教根本主義者の人口が多い州では女性徴兵を認めるERAに対して組織的反対運動が起こり、支持者が減った。</p> <p>・女性の実戦参加を容認するERAに対して多くの人々やERA 反対州の議員が反感を持った。</p>	<p>・社会問題は、単線的な問題解決過程ではなく、人々の複数の主張や言説が行き交う、解釈をめぐる入り組んだ対立の過程であることを理解する</p>	<p>行為の関係を論拠とした理解の構築</p>	<p>観念・制度・行為の関係を論拠にした社会問題の主張</p>
	ERAへの巧妙な反対運動	<p>文書O ERA 反対キャンペーン</p> <p>○ERA 反対呼びかけの手紙からは、ERAが否決された理由がどの様に説明できるか。</p>		<p>要因⑧ 巧妙なERA 反対運動（文書O）</p> <p>○伝統的な性別役割観念による反対と制度を利用した集団的行為とが結びつければ普遍的平等権を保障する法案であっても否決される。</p> <p>・女性の真の居場所が家庭であると手紙で訴えたキャンペーンは短期間に全国の反対者を増やし、州議員に反対投票させた。</p>			
パート5	ERAはなぜ否決されたのか - 社会改革と社会問題	<p>〈小論文の課題〉</p> <p>◎ERAはなぜ否決されたのか。</p> <p>◎広く一般に認められている考え方がなぜ、どの様にして歪められるのか。</p> <p>○ERA 否決という社会問題に対処するにはどの様な方法が考えられるか。</p> <p>◆①小論文のタイトルは「人の心を強く捉えるもの」で、②論題と③論文を進展させる方法と手順を書かせる。</p>		<p>○人々は平等権を一般には認め、男女平等権にも理念的には賛成するが実際のERA 立法化となれば反対する。この理念と行為との乖離が他の要因と結びつきERA 否決の原因となった。</p> <p>○今後、現行諸法令の改正・望ましい最高裁判例の提示・人々と社会的制度の関わり（行為）などが適切になされるならばERA は成立する可能性がある。</p>	<p>・社会問題の解決過程は永続的であり解決は暫定的な歴史的意味づけを通してのみ示されることを知る。</p> <p>・社会問題の解決には様々な要素が影響しており必ずしも合理的に解決される訳ではないことを理解する</p>	<p>論拠にした理解の構築</p>	<p>制度と行為の関係を論拠にした社会問題の主張</p>

(Brady & Roden, 2002bの内容を基に筆者作成。)

者が理解をする際にもつ視点を左の欄に示した。右の欄は、学習者が「社会問題（本節ではERAの否決）の構築」を段階的に行っていく際の手順をパートに即して示したものの、つまり学習者がERA否決の要因について自らの理解（解釈）を主張する際にどのような論拠で主張を構築しているかを段階に分けて示したものである。

「教師の発問」と「学習者の問い」を分析するために作成した表3から、学習者が理解を深めていく過程（表3の横軸）には、ある一定の推論の型があることがわかる。この推論の型は、3つの要素（データ、論拠、主張（クレイム））を用いて、因果関係的構造を持つものとして推理、解釈する、基本的・一般的な形である。このような推論の型は哲学者トールミンによって考案されたものでトールミン図式と呼ばれる。トールミン図式については後で詳述する。

以下では、この単元における各パートの位置づけと内容を表3に即して説明していく。

パート1では、平等とは何か、そしてERAが社会問題であることを学習者に理解させる。社会問題とは、社会の中にある社会的に困った状態についてのクレイム（主張）として理解されるも

のである。パート1で学習者が理解することは、社会問題の出発点となるのは平等権が実現されていないのは問題であると人々が主張するということである。

授業の具体的展開としては、まず平等権とは何かを理解させるために、平等権はすべての人に例外なく保障されるべきかについて「質問紙」を利用する。そして、外国移民に福祉年金受給権を与えることの是非や、女性の兵役義務の是非が問われ（「教師の発問」、学習者はその回答をクラスで発表する。そしてこれらの問題については公民権の有無や国籍の有無、身体的特徴などを論拠として人々の意見は対立していることを知る（「歴史理解の内容」）。さらに社会問題は社会の中の問題についての主張（例：女性に兵役義務を課すべきか？）という形でなされ、その主張の内容が対立するようなものであることを理解する（「認識過程」）。これを学習者による社会問題の理解の構築という点からみると、ERA否決という社会問題は、当時の人々の主張（可決すべきである、否決すべきである）という形で存在していることを確認し（「社会問題理解の構築過程」欄の左）、論題を確認するということになる（「社会問題理解の構築過程」欄の右）。

以上のことを前述のツールミン図式を用いて示すと次のようになる。例えば「移民は福祉年金を受給すべきか」という問題について「受給すべきではない」という主張を行う場合は図1のようになる。

パート1では、同様にツールミン図式を用いて「囚人には選挙権はない」、「女性にはスポーツ参加資格はない」、「女性には兵役義務はない」という3つの主張が行われる。

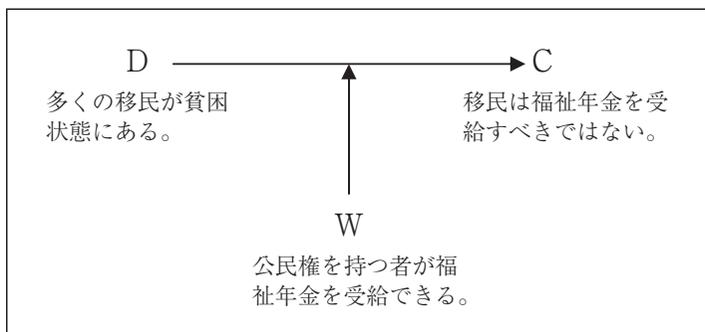


図1 移民への福祉年金受給を否定する主張の構造

次のパート2は、ERAは社会的主張の大きな流れの中から生まれたものであること、そして矛盾を含んだ切実な未解決の問題であることを理解させるパートである。

具体的な授業展開としては、資料「背景説明の小論文」を基にして、ERAはいつ、どのような社会的・経済的な状況のもとで議会に提出されたかが問われる（「教師の発問」）。それに対して学習者は、平等権の主張としてのERAは男女平等についての社会的主張の大きな流れの中から生じたものであり、財産・教育機会などの女性差別撤廃などを求めて、1932年以来、女性保護運動の

中で繰り返し提出されてきたことを理解する。また、ERAは1970年代には民主・共和両政党や大統領の支持という絶好の条件が整っていたにもかかわらず否決されたことを理解する。つまり、ERAは矛盾を含んだ切実な未解決の社会問題であることを理解する（「歴史理解の内容」）。そして単元の中心発問である「ERAはなぜ否決されたのか」が問われる（「教師の発問」）。これに対して学習者はERAは様々な反対の主張によって否決されたと暫定的に予想する（「歴史理解の内容」）。その結果、社会問題は社会的に困った状態（本節では著しい男女差別）についての主張としてなされることを知る（「認識過程」）。

以上を学習者による社会問題の理解の構築の観点からみると、ERA否決という社会問題は歴史的にみると当時の社会的・経済的領域での著しい男女差別を背景として生じたという、社会問題の発生についての理解（解釈）を学習者が構築する（「社会問題理解の構築過程」欄の左）。これは、学習者が自分の解釈を学級内で主張する際の論拠枠組み（本単元では社会的・経済的要因）を確認することであるといえる（「社会問題理解の構築過程」欄の右）。

パート3では、ERA否決問題を批判的に解釈するモデルの基本を理解する。基本モデルとは、前述したツールミン図式を複数用いて社会問題の構造を図式化したものである。これについては後述する。

具体的な授業展開としては、パート2で出された予想を裏づけるために15個の文書（表4参照）が提供される。そしてERAの否決がどのような理由でなされたのかが問われる（「教師の発問」）。学習者は提供された文書を通読してERAが否決された要因を具体的に予想する。要因として考えられるのは次の8つである。①憲法修正に関わる条文内容、②伝統・風土・宗教の地域的差異、③過激な運動への反発、④連邦政府への権力集中に対する危惧、⑤民意を正確に反映しない批准制度の欠陥、⑥男性中心の伝統的社会体制崩壊への危惧、⑦女性徴兵への危惧、⑧巧妙なERA反対運動（「歴史理解の内容」）。その結果、学習者は社会問題が様々な観点（本節では①～⑧）からの主張としてなされることを知る（「認識過程」）。以上を学習者による社会問題の理解の構築という点からみると、上記の要因①～⑧を予想することは、学習者がERA否決という社会問題を解釈する際の基本カテゴリーを獲得していることになる（「社会問題理解の構築過程」欄の左）。社会問題を解釈する基本カテゴリーとは8個の各要因の背後にある枠組みであり、例えば要因①法修正に関わる条文内容の基本カテゴリーは法律の条文内容であり、要因②伝統・風土・宗教の地域的差異の基本カテゴリーは伝統・風土・宗教である。そして学習者は、自分の解釈を学級内で主張する際の論拠枠組み（本単元では①～⑧までの要因）を確認する（「社会問題理解の構築過程」欄の右）。

以上のことをツールミン図式を用いて表すと図2のようになる。以下で図2を説明する。

図2の中には8個の囲みがあり、それぞれ要因①～⑧についてのツールミン図式を表している。それぞれの囲みの内部の構造は以下のようにになっている。文書から得られる情報をデータ（D）とし、論拠（W）に基づいて、「ERAは～という理由で否決された」と解釈すべきである」と

学習者は主張する（C）。このような理解を要因①～⑧について行う。

ここで重要な点は、学習者は「複数の」ツールミン図式（要因①～⑧）を用いてERA 否決の理由を解釈していくということである。

このような「複数の」ツールミン図式の枠組みを本稿では「社会問題の批判的解釈モデル」と呼ぶ（このモデルについての詳しい説明は内容構成原理1の説明の部分で行う）。ただし、パート3のモデルは基本モデルと呼ぶべきものにすぎず、個々の要因について詳細な解釈をするわけではなく、概括的な解釈にとどまっている。そしてこの「社会問題の批判的解釈モデル」は、後述するように、パート4でより緻密なモデルへと発展していく。

以上のように、パート3ではERA 否決の要因を複数のツールミン図式を用いて解釈する構成になっている。

次のパート4は、社会問題の批判的解釈モデルを用いて要因①～⑧をより詳細に検討していくパートである。パート3で解釈したのは「仮定的な」要因①～⑧であったが、本パートではERA が否決された「実際の」要因となったか否かを検討する。パート4は、要因の類似性から4つに分け、4-1～4-4とした。以下、表3の内容に沿って順に説明する。

パート4-1では、要因①「憲法修正に関わる条文内容」について文書A、B、Cを基にして検討する。まず、ERAの条文（文書A）を読んで、内容としてどの部分が論争になるかが問われ（「教師の発問」、制度上の問題点（曖昧な「平等」概念、ERAと州法との矛盾点の調整）が明らかにされる。そしてこれら2つの制度上の問題点を論拠としてERA が否決されたことを理解する（「歴史理解の内容」）。また文書B（ERA支持率の世論調査）からは、ERAが高い支持率にもかかわらず否決されたという事実、そして文書C（憲法修正規定）からは、ERAが否決された論拠は憲法修正要件の厳しさであると理解する（「歴史理解の内容」）。これを認識形成の観点でみると、学習者は①社会問題は主張を行っている人々がどの様に行為しているかを明らかにすることで理解できること、②社会問題は主張がどのように行われ、他の人々がどのように応答しているかという、主張をめぐるやり取りのプロセスとして理解できることを知るようになる（「認識過程」）。

以上を学習者による社会問題の理解の構築という観点からみると、学習者はERA が否決されたのは批准の可決要件が厳しすぎるということが論拠であるという理解を構築することになる（「社会問題理解の構築過程」欄の左）。また、学習者は自分の解釈を学級内で主張する際の論拠を個人の観念・制度に求めることになる（「社会問題理解の構築過程」欄の右）。

以上を図3のツールミン図式で説明すると次のようになる。

図3の一番上の囲みは、ERA が否決された要因を文書Aに基づいて解釈する部分である。文書AはERAの条文であり、その中では法の下での権利の絶対的平等が書かれている（ $D_A$ ）。この条文を読んで学習者は、絶対的平等が貫かれるとかえって不平等が生じるということを論拠（ $W_A$ ）に、ERAは必ずしも平等を実現するものではないと解釈すべきであると主張する（ $C_A$ ）。

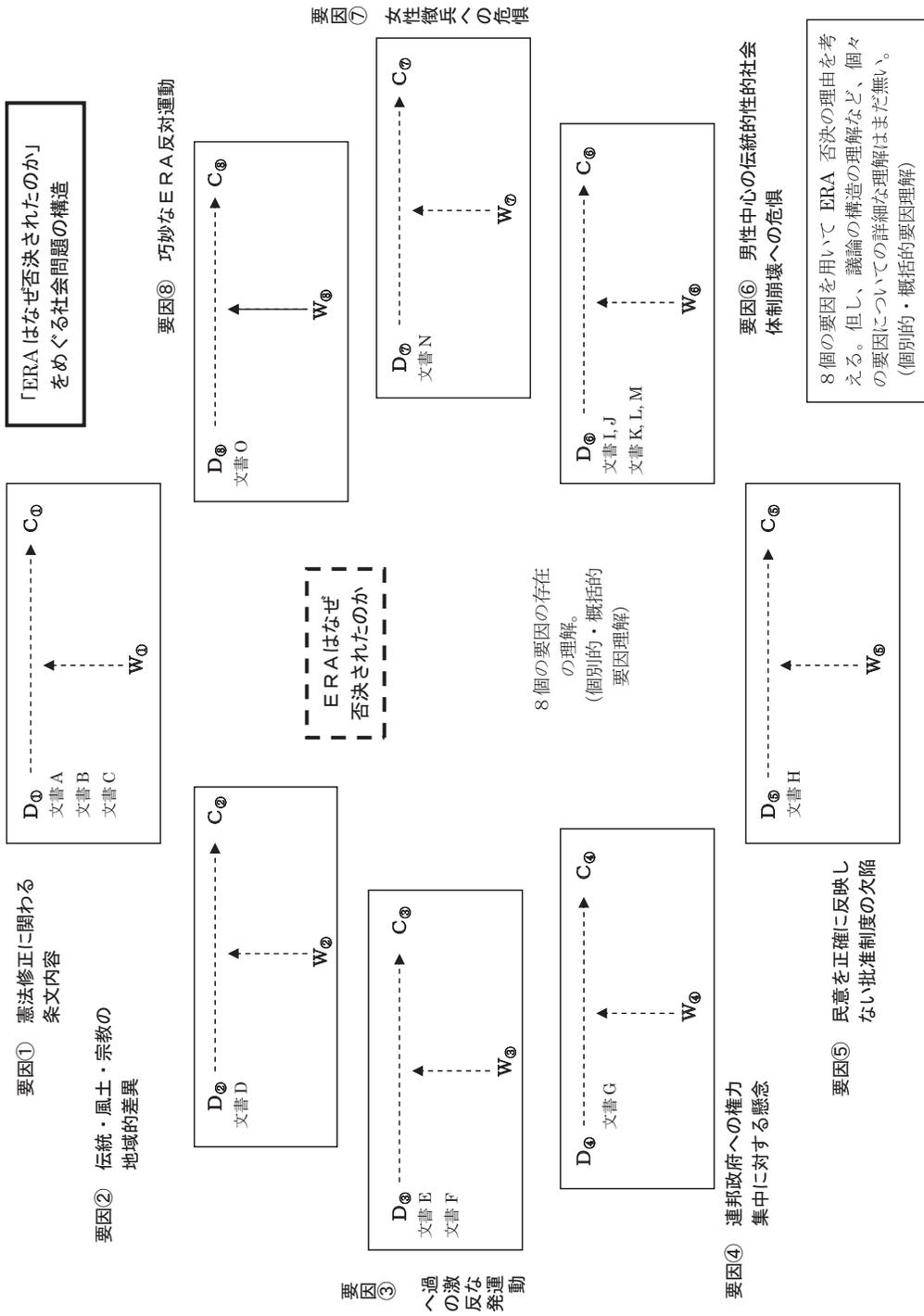


図2 パート3の議論の構造

その下の囲みはERAが否決された要因を文書Bに基づいて解釈する部分である。文書Bは世論調査によるERAの支持動向を表で示したもので、学習者は半数以上の国民がERAを支持していたことを知る。また教師用指導書によると文書Bの紹介に付随して教師は次の2点を説明している。ERA批准投票では通常の選挙（選挙人は20歳以上）と異なり、選挙人は18歳以上であり、多数の若者が選挙人となったという事実、及び若者の多くが投票を棄権したという2つの事実が補足説明される（D<sub>B</sub>）。そして、多くの若者が投票を棄権するとERA批准の賛成票が減るということを論拠に（W<sub>B</sub>）、ERAは世論の高い支持率にもかかわらず批准されなかったと解釈すべきであると主張する（C<sub>B</sub>）。

一番下の囲みは、ERAが否決された要因を文書Cに基づいて解釈する部分である。文書Cは憲法の修正規定についての条文（連邦議会両院の2／3の賛成、各州議会の3／4の賛成で批准される）を読み、修正要件が厳しいことを知る（D<sub>C</sub>）。そして、批准のハードルが高いとERAの可決は困難となるということ論拠（W<sub>C</sub>）に、ERAは支持が多くても批准されなかったと解釈すべきであると主張する（C<sub>C</sub>）。

以上3つの囲みで個々に行われた解釈・主張は、バラバラのままではなく、統合されて、学習者の新たなデータとなる。これが、3つの囲みを包摂したD<sub>①</sub>である。この新たなデータ（D<sub>①</sub>）をもとに、学習者は新たな主張、つまりC<sub>①</sub>「憲法修正条項の規定内容が要因でERAは否決されたと解釈すべきである」という主張をする。この場合の根拠となるのはW<sub>①</sub>「憲法修正手続きが厳しければ修正条項の成立は困難」である。

以上のように、パート4-1では、「①憲法修正に関わる条文内容」について文書A、B、Cを基にして検討する。

次のパート4-2では2つの要因を解釈する。前半は要因②「伝統・風土・宗教の地域的差異」について、後半は要因③「過激な運動への反発」について、ERAが否決された要因を文書を用いて解釈する。

パート4-2の前半では、要因②「伝統・風土・宗教の地域的差異」について文書Dを基に検討する。まず文書D（各州のERA批准状況地図）を分析し、ERA否決の理由はどの様に説明できるか、そして宗教や地域性がどの様に影響しているかが問われる（「教師の発問」）。この問いに対して、ERA否決の地域的差異の要素として考えられることは、南東部とロッキー地方でのキリスト教根本主義やモルモン教の影響、南部での保守的な地域性、賛成した州が批准を延期したことなどで他の州の批准延期が誘発されたこと、などであることが明らかにされる（「歴史理解の内容」）。これを認識形成の観点でみると、学習者は、社会問題は宗教や地域性などの影響のもとで形成されることを知る（「認識過程」）。以上を社会問題の理解の構築の観点からみると、学習者はERAが否決されたのは宗教・地域性が論拠とされたからであると理解を構築することになる。（「社会問題の構築過程の理解」欄の左）。これは、学習者が自分の解釈を学級内で主張する際の論拠を個人・集団の観念（宗教や家族についての個人・集団の考え方）に求めることであるもといえる

論題①「憲法修正に関わる条文内容を要因としてERAは否決されたか否か」

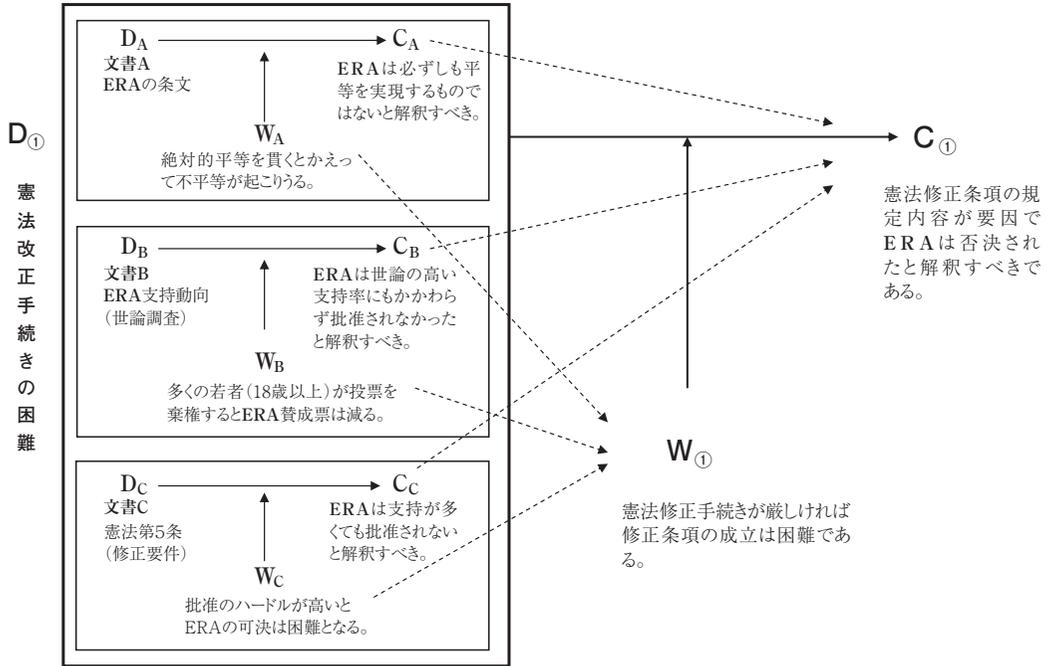


図3 憲法修正条項の規定内容を論拠とした主張の構造

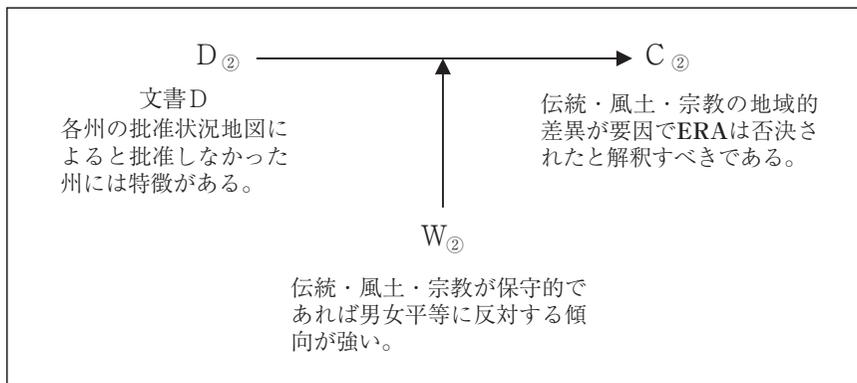


図4 伝統・風土・宗教の地域的差異を論拠とした主張の構造

(「社会問題の理解の構築過程」欄の右)。

以上をトゥールミン図式を用いて説明すると図4のようになる。文書DはERA批准に賛成した州と否決した州が一目でわかる地図である。この地図を見るとアメリカ東南部やロッキー地方諸州、そして南部では批准を否決している。東南部とロッキー地方の諸州はキリスト教根本主義

やモルモン教の教義の影響が強い地域であり、南部は伝統的に保守的な地域であるという特色がわかる（D<sub>②</sub>）。そして伝統・風土・宗教が保守的であれば男女平等には反対する傾向があるという根拠（W<sub>②</sub>）に基づいて、学習者は伝統・風土・宗教の地域的差異が要因でERAは否決されたと解釈すべきであると主張する（C<sub>②</sub>）。

続いてパート4-2の後半では、ERAが否決された要因③「過激な運動への反発」について文書E・Fを基にして検討する。まず文書E（ERA反対派J.リースの論説）と文書F（フェミニストの抗議活動の写真）を分析し、ERA支持者達がとった過激な戦術（ブラジャーを焼く、等）は一般の人々や議員の投票にどの様に影響したのかが問われる（「教師の発問」）。この問いに対しては、ERAの運動がフェミニストの活動と似た過激な活動であり、そのことが保守主義者の反発を生じさせERAに対する支持を下げたと学習者は理解する（「歴史理解の内容」）。これを認識形成の観点からみると、社会問題は社会規範を作り出す政治的風土の影響を受けて形成されることを学習者は知ることになる（「認識過程」）。

以上を学習者による社会問題の理解の観点からみると、学習者はERAが否決されたのは社会集団の慣習・伝統が論拠とされたからであると理解を構築することになる。（「社会問題の理解の

表4 単元の学習で使用される資料

属性 予想される 否決の要因カテゴリー	記号	資料名	媒体
		平等権問題	質問紙
		背景説明の小論	プリント
1 修正条項の批准についての憲法上の困難	A	提案された第27修正条項案	原文
	B	ERA ギャラップ世論調査	集計表
	C	憲法第5条	条文
2 地域的違い	D	州によるERAの批准状況	全米地図
3 フェミニストの戦術に対する反発	E	ジャーナリスト、トーマス・リースの書いた論説	抜粋
	F	フェミニストの抗議（写真）	写真
4 連邦政府への権力集中	G	ERAによって連邦制府に更に大きな権力を持たせるな	風刺漫画
5 宗教と年齢	H	1982年におけるERA賛成の比率	集計表
6 伝統的な役割に対する脅威	I	アン・ジョルダノの論説	抜粋
	J	エリック、すごいニュースを聞いたよ…	風刺漫画
	K	ERA阻止運動のリーダー、P.シャルフレイの論説	抜粋
	L	この人を連れて行きますか……？	風刺漫画
	M	ポスターを持った人（写真）	写真
7 徴兵	N	私の間にあるすべてのもの……	写真
8 巧妙なERA反対運動	O	拝啓 ERA中止を訴える友へ	手紙

(Brady & Roden, 2002bを基に筆者作成)

構築過程」欄の左)。

次のパート4-3では2つの要因を解釈する。前半は要因④「連邦政府への権力集中に対する危惧」について、後半は要因⑤「民意を正確に反映しない批准制度の欠陥」について、ERAが否決された要因を文書GとHを用いて解釈する。

パート4-3の前半では、要因④「連邦政府への権力集中に対する危惧」について文書G(風刺漫画「ERAが連邦政府に強大な権力を与えることを阻止しよう!」)を基に検討する。まずERAによってどのような危惧が生じるかが問われ(「教師の発問」、反連邦主義者や公民権拡大反対グループなどは連邦への権力集中の危惧を論拠にしてERAに反対していたことが理解される(「歴史理解の内容」)。これを認識形成の観点からみると、社会問題は政治権力のバランスや行政による家族形態への介入についての考え方の影響を受けて形成されているということを学習者は知る(「認識過程」)。

以上を社会問題の理解の構築の観点からみると、学習者はERAが否決されたのはグループの国家観(ERA反対派の諸集団がもっていた、国家は私的事柄に介入すべきでないとする考え方)が論拠とされたからであると理解を構築する。(「社会問題の理解の構築過程」欄の左)。これは、学習者が自分の解釈を学級内で主張する際の論拠を、個人・集団の観念(国家の在り方についての個人・集団の考え方)に求めることであるといえる(「社会問題の理解の構築過程」欄の右)。

さらにパート4-3の後半では要因⑤「民意を正確に反映しない批准制度の欠陥」について文書Hを基に検討する。文書Hは社会調査の集計表であり、性別、学歴、宗教といった社会集団ごとにERA支持の割合を示したものである。これを分析し、ERAはすべての社会集団で高い支持を得たにもかかわらず、なぜ10を超える州で批准が否決されたのかが問われる(「教師の発問」)。資料H(社会集団ごとのERA支持率)を検討する際に学習者は、社会集団内(性別や宗教など)で支持率に大きな差があり、そのためにERAが否決されたのではないかと予想する。しかし実際には、資料Hには、性別や宗教によるERA支持率の差は見られない。

そこで、次のような疑問が出される。ERAは全社会集団の70%以上の支持を得ていたにもかかわらず10を超える州で否決されたのであるが、それは人々の支持とは別に制度の問題に原因があったのではないかという疑問である。そして学習者は、人々の行為と社会制度との関係という新たな視点でERA否決の要因を考えることが必要であることに気づく(「歴史理解の内容」)。以上を学習者による認識形成の観点からみると、社会問題を形成するのは、政治制度(選挙制度)の欠陥であることを学習者は知ることになる(「認識過程」)。次にこれを社会問題理解の観点からみると、学習者はERAが否決されたのは社会制度との関係(ERAの批准は制度的には州議会議員の過半数の得票で決まるので過半数の議員の支持が必要となる)が論拠とされたからであると理解を構築することになる。(「社会問題の理解の構築過程」欄の左)。これは、学習者が自分の解釈を学級内で主張する際の論拠を個人・集団の観念(社会制度との関係についての個人・集団の考え方)に求めることであるといえる(「社会問題の理解の構築過程」欄の右)。

続くパート4-4は3つに分かれており、要因⑥「男性中心の伝統的社会体制崩壊への危惧」、要因⑦「女性徴兵への危惧」、要因⑧「巧妙なERA反対運動」の順で学習される。

まず、要因⑥「男性中心の伝統的社会体制崩壊への危惧」については、5つの文書I～Mを基に検討する。文書Iはイタリア移民女性A. ジョルダノが書いた雑誌記事（ERAは伝統的男女役割分担を破壊するものであるという主張）である。そして、文書Jは時事漫画（ERAによって伝統的男女の役割が逆転する恐れを描いた漫画）、文書KはP. シャルフリイ（反ERA運動のリーダー）が書いたERAに対する強力な反対意見、文書Lは反ERAのパフレットに掲載された風刺漫画（同性婚を揶揄したもの）である。文書Mは「男性に自由を！」と書いたポスターを持つ男性の写真である。

具体的な授業過程としては、まず男性中心の伝統的社会体制崩壊への危惧が要因となっていたのではないかという問いがなされる（「教師の発問」）。イタリア人移民女性を典型とする女性たちは伝統的な男女の役割分担の尊重を論拠として反対し（文書I）、また他の女性たちはERA運動が妊娠中絶を奨励し女性の権利を剥奪することを論拠に反対していたことを学習者は知る（文書K）。また、男性たちは「男性への妻の服従」、「伝統的な性による役割分担」への支持を論拠としてERAに反対した（文書M）ことを理解する。つまりERAが男性中心社会に与える脅威に対する危惧は男性と女性の両方の側から提出されたことを理解するのである（「歴史理解の内容」）。これを認識形成の観点で見ると、社会問題は単線的な問題解決過程ではなく、人々の複数の主張や言説が行き交う解釈をめぐる入り組んだ対立の過程であることを学習者は理解する（「認識過程」）。その結果、学習者はERAが否決されたのは男女の社会的性役割観念と人々の行為との関係が論拠とされたからであると理解を構築することになる。（「社会問題の理解の構築過程」欄の左）。これは、学習者が自分の解釈を学級内で主張する際の論拠を社会規範・ジェンダー（伝統的な性役割観念）と行為の関係に求めることであると言える（「社会問題の理解の構築過程」欄の右）。

次にパート4-4で検討される要因は、⑦「女性徴兵への危惧」である。ここでは文書N（ERA反対キャンペーンで「徴兵されたくない」と訴える女性の写真）が用いられ、女性が徴兵されることに対する危惧がERA否決の要因となったのかが問われる（「教師の発問」）。女性の徴兵問題に対しては2つの論拠、すなわち女性の軍事的実戦への参加は道義的にゆるされないという論拠と、ERAにおける平等は女性の実戦への参加も容認するものであるという論拠に基づいてERAの是非の主張が展開していることを理解するようになっていく（「歴史理解の内容」）。これを認識形成の観点から見ると、社会問題は単線的な問題解決過程ではなく、解釈をめぐる入り組んだ対立の過程であることを学習者は理解する（「認識過程」）その結果、学習者はERAが否決されたのは宗教・伝統的性役割観念と人々の行為の関係、そして社会制度と人々の行為との関係が論拠とされたからであると理解を構築することになる。（「社会問題の理解の構築過程」欄の左）。これは、学習者が自分の解釈を学級内で主張する際の論拠を観念・制度・行為の相互関係に求めることである（「社会問題の理解の構築過程」欄の右）。

さらにパート4-4で検討される3番目の要因は⑧「巧妙なERA反対運動」である。ここでは文書O（ERA批准反対を呼びかける手紙）が用いられ、巧妙なERA反対運動がERA否決の理由となったかどうか問われる（「教師の発問」）。文書Oから学習者は、手紙による州議員への大規模なERA反対キャンペーン活動や女性の居場所が家庭にあることを議員に訴えた心理的宣伝活動を読みとる。そしてこのような心理的宣伝活動があればERA批准への賛成票は減るということ論拠にして、ERA反対者たちが議会と議員へ直接働きかけた行為が絶大な影響を与えたためERAが否決されたと解釈すべきであるという主張が成り立つことを学習者は理解する（「歴史理解の内容」）。これを認識形成の観点からみると、社会問題の問題解決過程は単線的なものではなく、人々の複数の主張や言説が行き交う、解釈をめぐる入り組んだ対立の過程であることを学習者は理解する（「認識過程」）。

その結果学習者は、ERAが否決されたのは宗教・伝統的性役割観念と人々の行為の関係、そして社会制度と人々の行為との関係が論拠とされたからであると理解を構築することになる。（「社会問題の理解の構築過程」欄の左）。これは、学習者が自分の解釈を学級内で主張する際の論拠を観念・制度・行為の相互関係に求めることである（「社会問題の理解の構築過程」欄の右）。

最後のパート5は総合的なまとめのパートであり、具体的にはERAが否決された理由と男女平等実現方法についての小論文を執筆する。そしてこれまでのERA問題の理解を基に、ERAがなぜ否決されたのか総合的に答える。そのために単元の中心的な問いである「ERAはなぜ否決されたのか」が再び問われる（「教師の発問」）。学習者はパート1からパート4で学習したことを総合的に考え、社会問題を理解する際には大きく3つのレベルがあることに気づく。3つのレベルとは、①個人に焦点を当てた（個人レベル）社会問題の理解、②社会集団（社会的価値観や倫理観を同じくする人々やジェンダー集団）に焦点を当てた社会問題の理解、③社会制度に焦点を当てた社会問題の理解、である。また、ERA実現方法についてこれまでとは異なった方法を自分で考え出すようになる（「歴史理解の内容」）。これを認識形成の観点からみると、①社会的決定がなされる場合には実際には様々な要素が影響しており、必ずしも合理的決定がなされるわけではないことを学習者は理解する。また、②社会問題は完全に解決されるものではなく、解決状況は暫定的な歴史的意味づけを通してのみ示されることも理解する（「認識過程」）。その結果学習者は、ERAが否決されたのは社会問題の一般的特性、つまり一般論（男女平等を支持）には賛成するが、具体的な事案（ERA）には反対するという特性が理由であると理解する（「社会問題の理解の構築過程」欄の左）。これは、学習者の主張の論拠を制度と行為の関係（ERA批准に関係する諸法令等の制度改正と人々の行為の関係）の在り方に求めることである（「社会問題の理解の構築過程」欄の右）。

以上が表3の横軸にある「教師の発問」「歴史理解の内容」「認識過程」「社会問題理解の構築過程」に沿った各パートの説明である。

単元の学習は以上のようにになっているが、この過程を前述の1. 問題設定で示した①～⑥の「社

会問題の基本概念」の観点でも、本単元は社会問題を学習者に理解させる単元になっている。

パート1→基本概念①～⑥の全てが当てはまる。中でも①②⑤は特に重要で、これら3つを重点的に理解させる構造になっている。

パート2→このパートでは社会問題の基本概念の理解の上で2つの部分に分かれる。前半では、基本概念の①②⑥が、後半では④⑤が当てはまる。

パート3→基本概念の①と②が当てはまる。このパートでは、②を重視し、資料に基づいて学習者に具体的に考えさせ、以後の学習の基本的な体制をつくる。

パート4→基本概念の③と④が当てはまる。このパートでは何が対立しているのか、何が問題なのかを4つのサブパートで個別に詳細に検討していく。

各サブパートでは数個の文書が与えられるが、この時点で既に討論の観点が決まっている。なぜなら、対立の観点をあらかじめ示しておくことで学習の方向付けをする必要があるからである。そしてこの方向づけられた観点について学習者は議論しながら深く検討していくことになる。

これは、ERAについて議論していた過去の人々を念頭に置いて、他方で学習者自らも議論していくという、理解の二重構造となっている。

パート5→基本概念6が当てはまる。パート4でさまざまな文書を読み、多様な観点から検討しても問題の解決は困難であることを学習者は理解する。そのため、問題の解決過程は未解決の過程であるということを理解することになる。

単元は以上のような内容構成になっている。そしてこれまで詳述した表3と、「社会問題の批判的解釈モデル」を合わせて考察すると、本単元の内容構成について以下のような4つの原理を導き出すことができる。

### 内容構成原理1 「社会問題の批判的解釈モデル」による歴史理解

第1の内容構成原理は、「学習の過程」の観点で見ると、前述した「社会問題の批判的解釈モデル」を使って社会問題を理解するような内容構成になっているということである。

社会問題を理解する上で最も重要なことは、発問（論題）に対して学習者が自分で考え答えを見つけることである。したがって発問（論題）が理解の出発点となる。この発問を理解の出発点として、学習者は答えを追求していくわけであるが、本単元の各パートのうち、パート3からパート5においては、学習者が理解を深めていく過程には、ある一定の「推論の型」があることが明らかになった。この「推論の型」は、社会問題を3つの要素（データ、論拠、主張）を用いて因果関係の構造を持つものとして推理、解釈する基本的・一般的な形である。このような推論の型はツールミン図式と呼ばれることは前述した。このツールミン図式を用いてデータ→論拠→主張という推論を行うことは、学習者たちはそれぞれ何を論拠にどの様に解釈しており、その解釈が妥当なものかどうか、妥当でないとすれば何が問題かを学習者の間で分析的に考察し、主張

を行うことである。これが「批判的」に理解を構築するということである。したがって、本稿ではツールミン図式を用いて社会問題を「批判的」に理解するためのモデルを「社会問題の批判的解釈モデル」と呼ぶことにする。

この「社会問題の批判的解釈モデル」は、図2と図8で示すように8つのツールミン図式で示されるものである（図2、図8参照）。

この解釈モデルはパート3で使われ始める。パート3ではERA否決の要因が8個考えられ、それらの間には何らかの関係があるということをも社会問題の批判的解釈モデルを用いて理解する。そしてパート4では、パート3で用いた解釈モデルを構成している8個のツールミン図式（要因①～⑧に対応）をひとつずつ用いてERA否決の要因8個を個別詳細に検討する（図8参照）。この場合、個別に検討する際には、グループや学級でディスカッションが行われる。その結果、学習者はERAが否決されたのは単一の要因からではなく、複数の要因が相互に関連し合っただけで否決に至ったことを理解する。この場合、パート3よりもツールミン図式の理解が緻密になるとともに、要因相互の関係の理解も深まる（図8参照）。つまり、パート3で用いられた解釈モデルがパート4で発展・深化した形になり、ERA否決の要因について学習者の理解が深まるようになるのである。そしてパート5では、この発展した形の解釈モデルをもとに小論文を書くことになる。このように原理1は、「社会問題の批判的解釈モデル」を用いた歴史理解である。

## 内容構成原理2 主体と論拠の社会的拡大による社会問題の理解

第2の内容構成原理は、「歴史理解の内容」の観点からみると、主体（ERAに反対する人々の規模）と論拠（ERAが否決された理由）が、パートが進むにつれて拡大していることを理解する内容構成になっているということである。

まず、主体の拡大について述べる。学習者は、各パートの学習を通して、社会問題を理解する際には大きく3つのレベルがあることに気づく。3つのレベルとは、①個人に焦点を当てた（個人レベル）社会問題の理解、②社会集団（社会的価値観や倫理観を同じくする人々やジェンダー集団）に焦点を当てた社会問題の理解、③社会制度に関わる全市民に焦点を当てた社会問題の理解、である。これは、社会問題はERAに反対する人々（主体）が個人→社会集団→全市民と拡大しているということである。

パート4からパート5にかけては主張の主体を「個人レベル」から「社会的集団レベル」に拡大している。「個人レベル」とは、キリスト教根本主義者やモルモン教徒、ERA反対女性活動家、保守的地域の人々、反連邦主義者といったものである。「社会的集団レベル」とは、男性優位社会体制を望む男性やそれを尊重する女性といった社会的集団、女性の実戦参加に反感を持つ社会的集団、さらに反対の主張を行為にまで広げて制度（議会など）に働きかけた人々の集団である。以上が主体の段階的拡大である。

次に主張の論拠の拡大は、表5の「社会問題についての主張の構築」の欄に示されており、パー

ト4～パート5で段階的に主張の論拠が拡大する。まずパート4の前半では、主張の論拠は「個人・社会的レベル」から風土や慣習などの「集団的レベル」へと拡大される。そしてパート4の後半では論拠がさらに拡大され「社会的レベル」（例えば立法やERA批准制度など）となる。最後のパート5では、論拠が拡大した結果、平等権の問題を解決するために現在何が必要かを主張するまでになる。それは例えば議会に働きかける（陳情、署名、ロビー活動）など、立法への積極的関与であり、この段階では主張の論拠が平等権問題の解決方法という「公共的レベル」にまで拡大される。

このように原理2は、社会問題は主張の主体と論拠が段階的に拡大することを理解させる内容構成になっているということである。

### 内容構成原理3 未解決の現代的課題としての社会問題の理解

第3の内容構成原理は、「歴史理解の内容」の観点からみると、社会問題の解決方法を未確定なものとして理解させ、現代の問題として理解させるような内容構成になっているということである。社会問題はある特定の時代で完全に解決することは不可能である。なぜなら社会問題は社会的・経済的・文化的諸要因が複雑に絡み合って生じたものであり、かつ社会問題は人間の意識の外に客観的に存在するのではなく、個人が社会問題であると認識することで社会問題となるからである。したがって過去に生じた社会問題は、未だに完全な解決がなされていない現代の社会問題であるということができる。

この未解決の社会問題を理解する際に用いられるのが内容構成原理1で述べたツールミン図式である。社会構築主義の社会学者山本功は、構築主義に基づく社会問題の分析手法としてツールミン図式を利用することを提案している（山本、1994）。山本によると、構築主義の視点から社会問題を分析するには二つの水準（水準aと水準b）でツールミン図式が使われる。水準aは事実の解釈を主張する場合であり、水準bは社会問題の解決策の主張を行う場合である。水準aをツールミン図式に表すと図5のようになる。この水準aでは「事実の解釈」の主張が行われるが、この場合の「事実」とは、「ERAは1972年に連邦議会で発議され、各州の承認にかけられた。条文内容は『法の下における権利の平等を、合衆国も、どの州も性によって否認もしくは制限してはならない』である。当初は成立確実とみられていたが、批准期限の1982年までに必要数にわずか5州で届かず廃案になったこと」である。また「事実の解釈」とは、この事実について「否決された要因は何かを推理すること」である。

本單元ではERA否決の要因が8個推理される。したがって、水準aのツールミン図式は、1個ではなく、要因の数と同じく8個存在する。8個のうちのひとつを例にとると、図5の水準aのようになる。その内容は、ERAの条文およびERAが発議されてから廃案に至るまでの賛否両論を示す資料を読み、それが学習者のデータ（ $D_1$ ）となる。そのデータをもとに、「ERAが否決されたのは、ERAが成立すると女性も徴兵されてしまうのではないかという危惧が要因の一つと

表5 社会問題学習の構造

要素 パート	論 題	社会問題理解についての 主張の構築		学習内容	資 料		
		主張の論拠	レベル		カテゴリー	文書 記号	
パート1	平等権付与の是非	平等権についての日常的・経験的知識	個人的レベル	現在の平等権問題の状況	社会・経済・文化領域の平等権問題	質問紙	
パート2	ERA 問題形成の要因	女性差別の存在と男女平等権実現の必要性	社会的レベル	ERA 問題の形成過程 (社会的・経済的・文化的背景／性差別法・性差別意識・女性解放運動の歴史)	(男女) 平等権問題の歴史的形成	背景の説明文	
パート3	ERA 否決問題の要因 (レベル1)	ERA 否決問題理解のための8個の要因(暫定的に類推したもの)	多様なレベル	ERA 否決問題理解の基本視点(8個の要因カテゴリー)	15個の文書の内容テーマ	A~O	
パート4	ERA 否決問題の要因 (レベル2)	要因① 憲法修正に関わる条文内容	個人的レベル	男女平等の概念の厳密性、法と制度との関係の在り方	憲法修正条文に求められる内容的厳密さ	A、B、C	
		要因② 伝統・風土・宗教の地域的差異	集団的レベル	個人・集団の観念と立法との関係	1 地域的差異との整合性確保の難しさ	地域的差異	D
		要因③ 過激な運動への反発			2 保守的慣習・伝統と集団との衝突	戦術への反発	E、F
		要因④ 連邦政府への権力集中に対する危惧			3 反連邦主義者・公民権拡大反対グループとの衝突	連邦政府への権力集中の危惧	G
	ERA 否決問題の要因 (レベル3)	要因⑤ 民意を正確に反映しない批准制度の欠陥	社会的レベル	人々の行為と立法との関係・社会的観念・社会的制度・行為の関係	社会的観念・社会制度・行為と立法の関係理解の視点	宗教と年齢	H
		要因⑥ 男性中心の伝統的社会体制崩壊への危惧			1 男性優位の観念、制度・システム、行為の関係	男性の伝統的な性役割意識と雇用制度への脅威	I、J、K、L、M
		要因⑦ 女性徴兵への危惧			2 徴兵制度とジェンダー(女性観)の関係	徴兵問題	N
		要因⑧ 巧妙なERA 反対運動			3 観念、社会制度、行為の関係	巧妙な反対運動	O
パート5	ERA 否決問題の要因 ERA 問題の解決法	根本的要因 平等権問題の解決方法	公共的レベル	社会的観念、制度、行為の関係を基にした平等権問題の解決方法	自作の小論文		

(筆者作成)

## 水準a

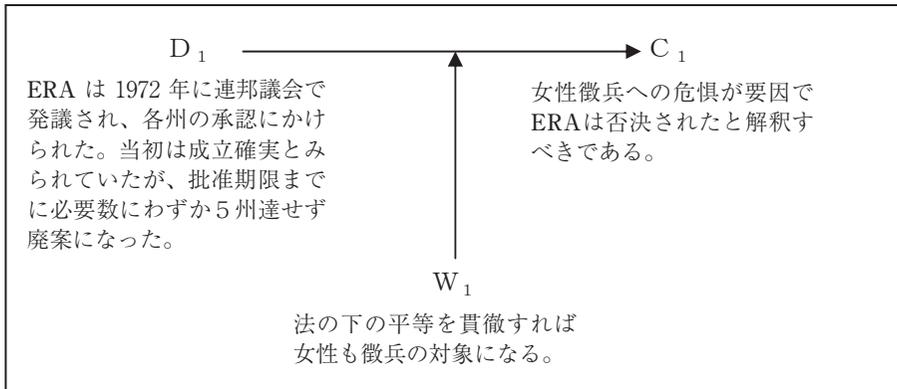


図5

## 水準b

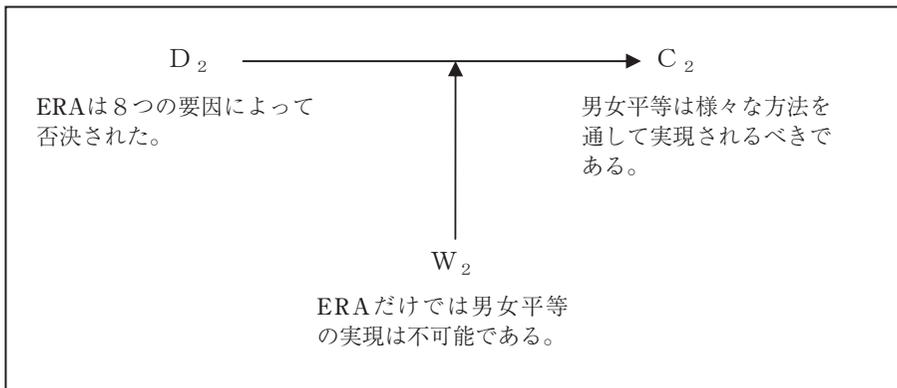


図6

なってERAは否決されたと解釈すべきである」という主張（ $C_1$ ）が形成される。この主張の論拠（ $W_1$ ）となるのは、「法の下での権利の平等を例外なく一律に適用した場合は、女性も徴兵の対象となる」である。全体では、このような主張が要因の数と同じく8個なされることになる。以上が図5（水準a）の説明である。

次の水準bは図6のように表される。水準aでなされた8個の主張は、水準bで行われる主張（社会問題の解決策の主張）の基礎となり、データ（ $D_2$ ）として主張を支えるものになる。主張のもとになるデータ（ $D_2$ ）は、水準bの図中にあるように「ERAは8つの要因（伝統・風土の地域的差異、女性徴兵への危惧など）によって否決された」となる。そのデータをもとに、「男女平等を実現するためにはERAだけでなく他の様々な方法が必要である」という主張（ $C_2$ ）がなされる。この主張の根拠（ $W_2$ ）となるのは、「ERAだけでは男女平等の実現は不可能である」ということである。以上が図6（水準b）の説明である。

このような2つのトゥールミン図式、つまり「事実の解釈の主張 (=水準a)」と「解決策の主張 (=水準b)」を用いて、学習者は社会問題を理解するのである。

以上が本単元の内容構成原理である。第一の原理は「社会問題の批判的解釈モデル」による歴史理解、第二の原理は主体と論拠の社会的拡大による社会問題の理解、第三の原理は未解決の現代的課題としての社会問題の理解であった。

## (2) 学習方法原理—社会問題に焦点を当てた批判的解釈学習

前述の(1)では、本単元の内容構成原理についてみてきた。(2)では、学習者がどのような方法で学習を深めていくのかという学習方法原理について図7をもとに考察する。

まず図7の基本的な構造を説明する。図7の縦軸は、内容構成原理の項で示した表3の縦軸と同じく本単元をパート順に示したものである。横軸はパートごとに異なっているためそれぞれに説明する。

パート1の横軸の項目は左から「論題」、「データ(背景や状況)」、「論拠(個人・集団、社会)」、「主張(個人・集団、社会)」となっている。このうち、左の2つの項目「論題」「データ(背景や状況)」は、教師あるいは資料から与えられるものであり、パート1の「論題」は「米国民や移民への各種平等権付与の是非」を「主張」という形で説明することである。学習者は、「論題」について教師から与えられた資料を読んで米国民や移民への平等権付与の背景や状況を知り、それを「データ」として、当時の人々がどのような「論拠」にもとづいて、平等権付与についてどのような「主張」をしていたのかを知る。具体的な「論題」は、米国民や移民への各種平等権付与の是非である。これについて、囚人の選挙権、移民の福祉年金受給、女性の徴兵実施の可能性などを「データ」として、囚人の投票権、移民の福祉年金受給、女性の徴兵などは無条件で行われるべきである、あるいはそれらは制限されるべきであると当時の人々は考えていたと解釈すべきであると学習者は「主張」する。そして当時の人々が「論拠」としていたのは、すべての人に政治的、経済的、文化的平等権が保障されている、あるいは平等権は公民権の有無、国籍、身体的特徴に応じて制限を受けるということであると解釈すべきであると学習者は理解する。その結果学習者は、平等権を米国民や移民に付与すべきかどうかという問題は、社会的な問題についての人々の主張であり、これが社会問題であることを理解する(「社会問題の理解」)。

このパート1は、平等権付与の是非について問題となる具体的状況を分析し、主張を構築するものであり、前述の内容構成原理3で述べた、社会問題分析の際の2つの水準、つまり事実の解釈の水準(水準a)と社会問題解釈の主張(水準b)のうち、水準aにあたる。

次のパート2ではERA問題が生じた要因は何かということが「論題」となる。この場合、「データ(背景や状況)」は、①女性には雇用条件や財産権の著しい差別があったということ、②女性保護運動が発展して女性の自由と権利を男性と同等にするためにERA成立の要求が高まった、③議会や大統領も支持していたということである。この「データ」をもとに学習者は、①男女平

論 題	データ D <sub>1</sub>	+	論拠 W <sub>1</sub>	=	主張 C <sub>1</sub>
	背景や状況		個人・集団		社会
パート1 ・米国民や移民への各種平等権付与の是非	囚人の選挙投票, 移民の福祉年金受給, スポーツ競技参加, 女性の徴兵	+	(肯定) 全ての人に政治的, 経済的, 文化的平等権が保障されている (否定) 平等権は公民権の有無, 国籍, 身体的特徴に応じて制限を受ける	=	(肯定) 囚人の投票, 移民の福祉年金受給, 女性の競技種目拡大, 徴兵は無条件で行われるべき (否定) 囚人の投票, 移民の福祉年金給付, 女性の競技種目, 徴兵は制限すべき
パート2 ・ERA 問題が生じた要因	女性には雇用条件や財産権の著しい女性差別があった。女性保護運動が発展して女性の自由と権利を男性と同等にするためにERA 成立の要求が高まった。議会や大統領も支持していた	+	・男女は社会的, 経済的, 文化的に差別されるべきではない ・法の下に平等な権利をもつ	=	・男女平等権保障の要求はERA 実現の主張として発展してきたが未実現なのは問題である ・ERA は多くの人々が認めているのに, 現実には様々な論拠に基づいた反対の主張によって否決されているのは問題である
パート3 ・ERA 否決の基本要因	・資料 A ~ O を通読して得られるさまざまなERA 関連情報		①憲法上の困難, ②地域的差異, ③戦術への反発, ④権力集中の危惧, ⑤宗教や年齢, ⑥男性中心体制への脅威, ⑦徴兵, ⑧巧妙な反対運動	=	・ERA は様々な要因によって否決された
パート4-1 ・ERA の内容の是非 ・憲法の修正方法の是非	・男女平等は既存法で保障されていた女性の労働立法上の保護や利益の撤廃も意味した ・既存の州法の改訂も必要であった ・憲法の規定にある修正要件が可決困難なほど厳しかった	+	・平等の定義が不明確である ・性による役割分担は機能的であり不平等をもたらすとは言えない ・多数決とは過半数を1票上回ることである	=	・ERA は既存の男女の役割分担を破壊するものであり男女平等のあり方を真に実現するものではなかったので否決された ・ERA は男女の特性や役割分担を尊重する団体等の反対が投票を阻んだので否決された
パート4-2 ①宗教や伝統, 慣習・地域性と法案との整合性の存在 ②伝統的規範意識や保守的風土とERA 戦術の整合性の存在	①東南部やロッキー地方の州では宗教や保守的地域性があり多くの人々が伝統的ジェンダー観を持っていた ②支持者達がフェミニストと似た過激な運動をとった	+	①ERA は伝統的家庭構造を崩壊させる可能性がある ②ERA は性の役割分担に関する伝統的規範を尊重せず, 既存の社会規範を統制する	=	①ERA は普遍的平等を求めるものであったも伝統的家庭構造を崩壊させる恐れがあったので支持が下がった ②ERA 運動は伝統的規範に反する過激なものであったので支持が下がった
パート4-3 ①連邦と州の権力分担を保障する国家観との整合性の存在 ②社会集団による支持の特徴との関係の存在	①連邦の権力集中には反連邦主義者, ライフル協会や人種分離推進グループなどが強く反対していた ・調査では全社会集団で70%以上の支持率があったが, 10以上の州で否決された ②批准は最終的に州議会の投票で決まる制度になっていた	+	①ERA ではこれまで州が管理していた婚姻・家族法, 中絶, 親子・夫婦関係に連邦政府が介入することになる ②社会調査で国民の年齢, 学歴, 年取, 性別, 人種, 地域, 宗教別の各社会集団で70%以上の支持が示されればERA には全国民の大多数の支持があると言える	=	①ERA が連邦への権力集中をもたらす懸念から支持が下がった ②ERA が成立しないのは, 民意の反映を妨げている何らかの他の問題(要因)のためである
パート4-4 ①女性と男性の性による伝統的役割観念とERA の整合性 ②徴兵による女性の実戦参加の是非 ③社会的運動方法と制度の関係の是非	①男女の伝統的役割分担崩壊への女性の懸念やウーマンリブ運動との混同があった ②男女平等は徴兵においても女性の実戦参加を貫徹させることになっていった ③根本主義者による組織的反対運動, ERA 反対者たちの議員への組織的働きかけが行われた	+	①女性自身が男性の威厳を尊重する伝統は依然として強い。また平等権運動がウーマンリブ運動の理念と同じく男性に対する闘いであれば男性の支持は下がる。 ②女性の実戦参加は道義的に許されない ③主張と組織的運動が結びつければERA 反対への支持は高まる	=	①ERA は女性や男性それぞれの伝統的な役割観念や女性の活動による社会変革への懸念が作用して支持が下がった ②女性徴兵への懸念によってERA は否決された。 ③ERA は根本主義者達のキャンペーン運動によって支持が下がり否決された
パート5 ・社会問題としての男女平等権立法問題の解決方法の是非	・現状の個人, 集団, 社会の様々なレベルでの主張が行われているままでは男女平等は十分には実現しない				

水準 a

図7 単元「ERA はなぜ否決されたのか」の構造

↓	データ（行為） $D_2$ 個人・集団   社会	論拠 $W_2$ 個人・集団   社会	主張 $C_2$ 個人・集団   社会	社会問題の理解
				→ ・社会問題は社会的な問題についての人々の主張であることを知る
				→ ・社会問題は社会の中にある社会的に困った状態やそのような状態として起こりうる可能性についての主張として提出されてきていることを理解する
				→ ・社会問題はこれに対する様々な観点からの主張として提示できることを理解する
		・権利（平等権）の保障のための新法は新たな不平等を生み出すものであってはならないし、既存法と矛盾してはならない ・多数決による決定は民意を最大限に保障する必要がある	・ERAは新たな不平等を生み、平等権を保障するものとはならない ・州法の改定を迫り、既存法との整合性を確保する作業負担を生み出す ・そのためにERAは否決された	→ ・社会問題の理解は、それに関わり、主張を行っている人々の活動の様々な場面の理解を通して行われることを知る ・社会問題は、その様な主張を人々が実際にどの様に行い、それに対して他の人々がどの様に応答するかという、主張をめぐる人々のやりとりのプロセスとして理解されることを知る
			・ERAは宗教や伝統、慣習・地域性、攻撃的戦術への反感、国家観などによって支持を下げ、否決されている	→
			・ERAは特定の社会集団の反対によって否決されたのではない	→ ・社会問題についての現実の社会的決定には様々な要素が影響しており、必ずしも合理的決定がされる訳ではない ・社会問題の解決過程は単線的ではなく、解釈についての複数の主張が対立したり相互補完したりする複雑な過程であることを理解する
+	②観念と行為の結びつきによって反対の効果が高まっている ③観念、制度、行為を結びつけることによって反対の効果がさらに高まっている	③州の議会制民主主義は人々の社会的決定の一方法である組織的運動が社会的制度への働きかけと結びつくことと主張への支持はさらに高まる	・ERAは性による伝統的役割分担の観念をもった人々の反対によって否決された ・ERAは、男女の伝統的な政治的義務の観念・道徳観を持ったERA反対の人々が議員（議会制度）に働きかける行為（運動）によって否決された	→
		・個人や社会集団の観念、社会規範、社会的制度やシステムの3つのレベルの根拠がある ・観念や理念と制度、行為の3つが結びつくことより強力な支持が得られる	・男女平等権の保障の実現は、より普遍的、公共的な規準である社会制度やシステムの変革によって可能となる	→ ・社会問題は、その解決過程が本来的にオープンエンド（未解決）な過程であり、暫定的、歴史的意味でしかその解決を示すことができないことを理解する

水準b

（筆者作成）

等権保障の要求は ERA 実現の主張として発展してきたが実現されていないのは問題である、② ERA は多くの人々が認めていたのに実際には反対の主張によって否決されたのは問題であると「主張」する。その「論拠」は、①男女は社会的、経済的、文化的に差別されるべきではない、②人々は法の下に平等な権利をもつ、ということである。その結果学習者は、社会問題は、社会的に困った状態であることが主張されて初めて社会問題として認識されることを理解する（「社会問題の理解」）。

このパートは、ERA 問題が生じた要因について、背景や状況を基に主張を構成するものであり、事実の解釈（水準 a）のレベルである。

パート 3 では ERA 否決の基本要因は何かということが「論題」となる。この場合「データ（背景や状況）」は、資料 A～O を通読して得られた ERA 関連情報である。これをもとに学習者は、ERA は様々な要因によって否決されたと解釈すべきと「主張」する。その「論拠」は、①憲法上の困難、②地域的差異、③戦術への反発、④権力集中の危惧、⑤宗教や年齢、⑥男性中心体制への脅威、⑦徴兵、⑧巧妙な反対運動である。その結果学習者は、社会問題は、社会的に困った状態であるということが「さまざまな観点から」主張されて初めて社会問題として認識されることを理解する（「社会問題の理解」）。

以上が図 7 のパート 1～3 の説明である。次のパート 4 は、要因の類似性から 4 つに分け、パート 4-1～4-4 とした。

パート 4-1 では、ERA の内容の是非及び憲法の修正方法の是非が「論題」となる。学習者は ERA の男女平等が、既存法で保障されている女性の労働法上の保護の撤廃も意味すること、そして憲法の規定にある修正要件は可決が困難なほど厳しいものであるということをして「データ」として、ERA は既存の男女役割分担を破壊するものであるため、男女役割分担を尊重する団体の反対が投票を阻んだために否決されたと解釈すべきであると「主張」する。その「論拠」は平等の定義が不明確であること、性による役割分担は機能的であり、不平等をもたらすものとは言えないということである。

以上を、前述の内容構成原理 3 で述べた、社会問題を分析する際の 2 つの水準（事実の解釈である水準 a、社会問題の解決策の主張である水準 b）に当てはめると、ここまでが事実の解釈（水準 a）である。学習者はこれを新たな「データ」として、次のような「主張」を構成する。つまり、ERA は新たな不平等を生むものであり平等権を保障するものとはならず、既存法と ERA の整合性を確保するための負担を生み出すものであるという理由から ERA は否決されたと解釈すべきである、という「主張」である。この場合の「論拠」は、権利（平等権）の保障のための新法は新たな不平等を生み出すものであってはならず、既存法と矛盾してはならないというものである。その結果学習者は、社会問題は主張を行っている人々の活動を通して理解されること、そして社会問題は主張をめぐる人々のやりとりのプロセスとして理解されることを知る（「社会問題の理解」）。

パート4-2で「論題」となるのは、ERA否決の要因としての①宗教や伝統、慣習・地域性と法案との整合性の存在、②伝統的規範意識や保守的風土とERA反対派の戦術の整合性の存在の有無である。これに対して学習者は、①南東部やロッキー地方の州では宗教や保守的地域性があり多くの人々が伝統的ジェンダー観を持っていたこと、②支持者達がフェミニストと似た過激な運動をしたことを「データ」として、次のような「主張」を構成する。つまり、①ERAは普遍的平等を求めるものであったが伝統的家庭構造を崩壊させる恐れがあったので支持が下がった、②ERA運動は伝統的規範に反する過激なものであったため支持が下がったと解釈すべきであるという「主張」である。この場合の「論拠」は、①ERAは伝統的家庭構造を崩壊させる可能性がある、②ERAは性の役割分担に関する伝統的規範を尊重せず、既存の社会規範を破壊する、というものである。

ここまでが事実の解釈の段階（水準a）であり、学習者はこれを新たな「データ」として、次のような「主張」を構成する。ERAは宗教や伝統、慣習・地域性、攻撃的戦術への反感、国家観などによって支持を下げ否決された、という主張である。その結果学習者は、パート4-1で行ったのと同じく、社会問題の理解はそれに関わり主張を行っている人々の活動の様々な場面の理解を通して行われること、そして社会問題は主張をめぐる人々のやりとりのプロセスとして理解されることを知る（「社会問題の理解」）。

次のパート4-3で「論題」となるのは、ERA否決の2つの要因、①国（連邦）の権力と州の権力を両立させるという国家観の存在、②社会集団による支持の特徴と①との間の関連性の有無である。この論題に対して学習者は、①連邦の権力集中には反連邦主義者、ライフル協会や人種分離推進グループなどが強く反対していたこと、そして調査ではERAは全社会集団で70%以上の支持率があったが10以上の州で否決されたこと、また②批准は最終的に州議会の投票で決まる制度になっていたことを「データ」として、次のような「主張」を構成する。つまり、①ERAが連邦への権力集中をもたらす懸念から支持が下がった、②ERAが成立しない、つまり民意の反映を妨げているのは何らかの他の問題（要因）のためであると解釈すべきであるという「主張」である。この場合の「論拠」は、①ERAが成立するとこれまで州が管理していた婚姻・家族法、中絶、親子・夫婦関係に連邦政府が介入することになる、②社会調査で国民の年齢、学歴、年収、性別、人種、地域、宗教別の各社会集団で70%以上の支持が示されればERAには全国民の大多数の支持があると言える、というものである。

ここまでが事実の解釈の段階（水準a）であり、学習者はこれを新たな「データ」として「主張」を構成する。ERAは特定の社会集団の反対によって否決されたのではない、という主張である。その結果学習者は、①社会問題についての現実の社会的決定には様々な要素が影響しており、社会問題は必ずしも合理的決定がされる訳ではない、また②社会問題の解決過程は単線的ではなく、解釈についての複数の主張が対立したり相互補完したりする複雑な過程として理解されることを知る（「社会問題の理解」）。

パート4-4は大きく2つの段階で構成されている。第一段階は事実の解釈を「主張」する段階である。これは図7では、「データ」「論拠」「主張」に当たる。第二段階は第一段階で導き出した主張を基にさらに主張を作る段階であり、図7では右半分の「データ」「論拠」「主張」に当たる。はじめに左半分の「データ」「論拠」「主張」を説明する。

パート4-4では「論題」は3つある。①性による伝統的役割観念とERAは整合するか、②徴兵による女性の実戦参加の是非、③社会的運動方法と制度の関係の有無である。この場合の「データ」を論題ごとに示すと、①男女の伝統的な役割分担崩壊への懸念およびウーマンリブ運動との混同、②男女平等は徴兵においても女性の実戦参加を貫徹させることになる、③根本主義者による組織的反対運動、ERA反対者たちによる議員への組織的働きかけ、である。そしてこれらの「データ」をもとになされる「主張」は以下ようになる。①ERAは男女双方の伝統的な性役割観念や女性の活動による社会変革への懸念が作用して支持が下がったと解釈すべきである、②ERAは女性の徴兵への懸念によって否決されたと解釈すべきである、③ERAは根本主義者達のキャンペーン運動によって支持が下がり、否決されたと解釈すべきである。これらが学習者の「主張」となる。これらの主張の「論拠」は次の3点である。①女性自身が男性の意見を尊重する伝統は依然として強く、また平等権運動がウーマンリブ運動の理念と同じく男性に対する闘いであれば男性の支持は下がる、②女性の実戦参加は道義的に許されない、③主張と組織的運動が結びつければERA反対への支持は高まる、である。

以上がパート4-4の第一段階で行われる、事実の解釈についての「主張」である。前述したように、これは図7では「データ」「論拠」「主張」に当たる。次の第二段階は、第一段階をもとにした学習者自身の主張であり、図7では右半分の「データ」「論拠」「主張」に当たる。

4-4の第二段階を具体的に説明すると以下ようになる。第一段階での事実の解釈によって学習者は、観念（女性の実戦参加は道徳的に許されない等）、制度（ERAの批准議会によってなされる）と行為（州議会に働きかける）の結びつきによって反対の効果が高まっていることを理解する。これが第二段階の「データ」となる。この「データ」をもとに、学習者は、男女の伝統的な観念を持ったERA反対の人々が議会（制度）に働きかける運動（行為）によってERAは否決されたと解釈すべきであると「主張」する。この場合の「論拠」は、議会制民主主義は社会的決定のひとつの方法であるから、組織的運動が社会的制度への働きかけと結びつく主張への支持はさらに高まるということである。

ここまでの理解をもとに、学習者は、パート4の最終的な段階としてERAを含む社会問題一般についても理解することになる（「社会問題の理解」）。その内容は、①社会問題についての現実の社会的決定には様々な要素が影響しており必ずしも合理的決定がされる訳ではないということ、また②社会問題の解決過程は単線的ではなく、解釈についての複数の主張が対立する複雑な過程である、というものである。以上がパート4-4である。

これまで見てきたパート1～4は、構築主義の視点から社会問題を分析する際に使われる二つ

の水準（水準 a = 事実の解釈の主張、水準 b = 社会問題の解決策の主張）のうちの水準 a であった。そして最後のパート 5 では、事実の解釈の主張（水準 a）だけでなく社会問題の解決策の主張（水準 b）までが行われる。

具体的に説明すると、パート 5 で「論題」となるのは、社会問題としての男女平等権立法問題はどの様に解決されるべきかである。学習者はパート 1～4 で学習したことを総合して、個人、集団、社会的集団の様々なレベルでの主張が行われているままでは男女平等は十分には実現しないと解釈すべきであると「主張」する。これが事実の解釈の主張（水準 a）である。この主張は同時に次の水準 b（社会問題の解決策の主張）の「データ」となる。これをもとに学習者は、男女平等権保障を実現するためには社会制度やシステムを変革すべきであると「主張」する。この場合の「論拠」は、観念や理念、制度、行為の 3 つが結びつくと男女平等権保障を実現する方法への強力な支持が得られるということである。ここまでの理解をもとに、学習者は、パート 5 の最終的な段階として ERA を含む社会問題一般についても理解することになる（「社会問題の理解」）。その内容は、社会問題はその解決過程が本来的にオープンエンド（未解決）な過程であり、暫定的、歴史的意味でしかその解決を示すことができないということである。

以上がパートごとの内容に沿った図 7 の説明である。以下では、単元全体から導き出される学習方法原理について述べる。単元「ERA はなぜ否決されたか」における歴史理解の構造を分析すると、この単元は社会問題に焦点を当てた解釈学習について以下のような 4 つの原理を備えていることが明らかとなる（表 3 と図 7 を参照）。

### 学習方法原理 1 「社会問題の批判的解釈モデル」による社会問題理解

第 1 の原理は、学習の方法（モデル）の観点でみると、社会問題を理解する際に、学習者が「社会問題の批判的解釈モデル」を用いるという方法をとっていることである。

「社会問題の批判的解釈モデル」には基本形とその発展形があることについては内容構成原理 1 で述べた。ここでは、このモデルがどの場面でどのような方法で用いられて ERA 否決の要因が解釈されているかを述べる。

「社会問題の批判的解釈モデル」はパート 3 とパート 4 で主に用いられる。両パートで用いられるモデルを図式化すると、パート 3 のモデルは前掲の図 2 のようになり、パート 4 のモデルは次の図 8 のようになる。まず、図 2（パート 3 で用いられる批判的解釈モデル）から説明する。

パート 3 では、学習者は 15 個の資料を通読し、グループでのディスカッションをとおして ERA 否決の要因は複数（8 個）存在すること、そしてそれぞれの要因はツールミン図式を使って推理することができることを理解する。この場合の「理解する」とは具体的な理解ではなく、単に要因が複数存在するという存在自体の認識であり、概括的な理解である。したがって、パート 3 で用いられるツールミン図式（図 2）は、データ、論拠、主張がはっきりとした形で表されるわけではなく、あくまで漠然とした理解にとどまるものである。図 2 では各要因のツールミン

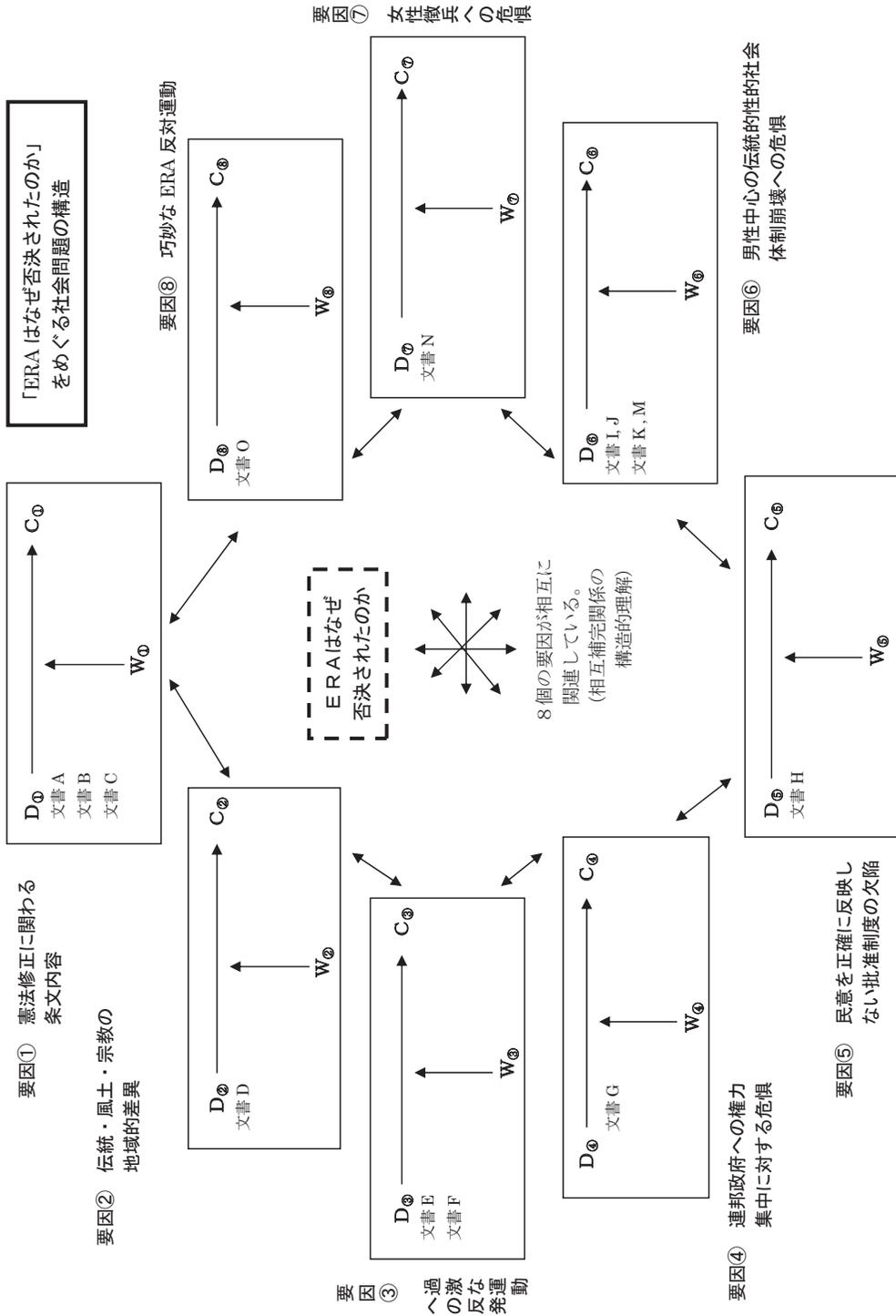


図8 パート4の議論の構造

図式の中の矢印が点線で表されているが、これは理解の漠然性を表すものである。また、パート3では要因相互の関連も十分には認識されていない。

次に図8（パート4で用いられる批判的解釈モデル）を説明する。パート4では、パート3で概括的に理解した8つの要因について、文書Aから文書Oまでを1個ずつ順次読んでディスカッションをし、それぞれの要因についてデータをもとに論拠づけを行い、「ERA 否決の要因は～であったと解釈すべきである」という主張をおこなう。ここで用いられるトゥールミン図式の「データ」「論拠」「主張」はパート3とは異なり、文書を読み込んで理解した、はっきりとしたものである。したがって図8の各トゥールミン図式の囲みの中は、図2のような点線ではなく実線で書かれている。さらにパート4では、グループや学級でのディスカッションを通して、ERA 否決の要因は単独で存在するのではなく相互に関わり合って形成されたことまでも理解する。

例えば、ERA 否決の要因①（憲法修正に関わる条文内容）、要因⑦（女性徴兵への危惧）、要因⑧（巧妙なERA 反対運動）を例にとると次のようになる。①⑦⑧の3つの要因はそれぞれバラバラにERA 否決の要因として作用したのではなく、ERA の条文を文言通り厳格に当てはめると女性も徴兵されることになってしまうという恐れ（要因⑦）を抱いた人々が、ERA に反対する団体に働きかけ、巧妙なキャンペーン（要因⑧）を展開させた。もともと憲法を修正するには過半数や三分の二以上の賛成が必要であるという厳しい要件が課されていた（要因①）ため、巧妙なキャンペーンが功を奏しERA は否決された、というように、要因の相互関連性までも学習者は理解する。相互関連性の理解は、図8では中央及び各要因の囲みの外側に矢印を付けて表してある。

このように、パート4で用いられる「社会問題の批判的解釈モデル」は、基本的な形はパート3と同じであるが、「データ」「論拠」「主張」がはっきりとした形で現れていること、及び8個の要因相互の関連までを総合してERA 否決の要因を解釈することが出来るようなモデルである。このようなモデルを用いるという方法で、ERA 否決の要因は批判的に解釈されるのである。

以上のように、原理1は「社会問題の批判的解釈モデル」による社会問題理解である。

## 学習方法原理2 2段階の議論の構造（水準aと水準b）を用いた社会問題理解

第2の原理は「学習内容の発展」という観点から見ると、2段階の議論の構造を用いて社会問題を理解するような方法をとっているということである。構築主義に基づいて社会問題を分析する際に、二つの水準（水準aと水準b）でトゥールミン図式が用いられることは内容構成原理で述べた。事実の解釈を主張として行う場合が水準aであり、社会問題の解決の主張をおこなう場合が水準bである。

本単元では、事実の解釈の主張をおこなう場面（水準a）と、社会問題の解決策の主張をおこなう場面（水準b）を明確に分け、2段階の構造を持たせるという方法で社会問題を学習させる方法をとっている。水準aの議論の構造をもつのはパート1～4であり、水準bの議論の構造を持つのはパート5である。

パート1では、移民の福祉年金受給など社会の中の不平等一般について議論がなされ、パート2ではERA問題が生じた要因、パート3とパート4ではERA否決の要因が議論される。

これらはどれも不平等問題やERA否決の要因は何かというという「事実の解釈」を行うものである。これに対してパート5では、男女平等を実現する方法についてのエッセイを執筆するという形で社会問題の解決策を主張するものであり水準bのレベルである。

学習者は、水準aのレベルでERAの問題点を理解し、次の段階の水準bで、ERA以外で男女平等権を実現する別の方法を考えていく。例えば、署名や陳情、ロビー活動で議会に働きかけるといった方法、そして州や自治体の立法府や行政府が現行法や行政規則を廃止、修正したり、裁判所が男女平等権を保障した新しい判例を出しながら斬新的に改善したりするなどの方法がある。このようにERAそのものが持つ問題点のために否決され、しかもその問題点は現在でも解決されていないことを学ぶ段階（水準a）と、さらに現代ではどのような解決方法があるかを考える段階（水準b）の2段階で学習が構成されている。

以上のように、第2の学習方法原理は2段階の議論の構造（水準aと水準b）を用いた社会問題理解である。

### 学習方法原理3 要因の批判的解釈の発展としての社会問題理解

原理3は「学習内容の発展」という観点からみると、ERAが否決された要因を批判的に解釈することにとどまらず、それを現在の社会問題解決に応用するための手段として小論文を書くという方法をとっていることである。小論文を書くのはパート5である。学習者はパート1～4で学習したことを総合的に考え、社会問題を理解するには大きく3つのレベルがあることに気づく。①個人に焦点を当てた（個人レベル）理解、②社会集団（価値観や倫理観を同じくする人々やジェンダー集団）に焦点をあてた理解、③社会制度に焦点を当てた理解、である。これら3つのレベルの理解を念頭に置いて、学習者はパート5で分析的な小論文を書く。小論文のタイトルは「人の心を強くとらえるもの」であり、書くべき内容は2つある。

(1) 論題（ERAはなぜ否決されたのか）。

(2) ERAを含め、男女平等権を実現する方法としてどのようなものがあるか。

(1) では例えば、「人々は平等権を一般には認め、男女平等権にも理念的には賛成する。しかし実際のERAの立法化となると反対する。この理念と行為の乖離が他の要因と結びつきERA否決の原因となった。」などの記述があり得る。(2) については、例えば「今後、現行諸法令の改正・望ましい最高裁判例の提示・人々と社会的制度の関わり（行為）などが適切になされるならばERAは成立する可能性がある。」などの記述が考えられる。

(1)(2) について書くことは、パート1～4で行ったERA否決の要因の批判的解釈の主張をさらに発展させて、学習者が自らの経験も踏まえて自分自身の視点から解決方法を再構築することである。パート4では各要因の相互関連性もデータとして取り込まれた上で批判的解釈の主

張がなされるが、この主張はグループや学級内の他の学習者に対して口頭でなされるものもあれば、学習者の内心にとどまっている場合もある。これを小論文という形で執筆するという事は、学習者の主張を他の人に分かる形で視覚化することであり、それまで学習したことを自分の視点でまとめあげる過程で自分の主張をつくることでもある。別の言い方をすれば、これが学習者による主体的歴史像の構築であり、さらに現代社会の現状はどうであり、課題は何か、そして自分はどう関わっていくべきかまで含めた理解をすることである。本単元ではこれらのことを、小論文を執筆することで学習者が理解できるようになっている。

以上のように第3の原理は、現在の社会問題解決に応用するための手段として小論文を執筆という方法をとって社会問題を理解させていることである。

#### 学習方法原理4 現在の視点による社会問題の理解

第4の原理は、「歴史理解の現代的・教育的意義」の観点からみると、ERA 否決という問題を「現在」の視点で解釈するという方法をとっていることである。

現在の視点で解釈するとは、①社会問題（ERA 否決）を解釈・理解する際に、それが単に過去の歴史的事実であるだけでなく、現在も存在するものであることを理解すること、そして②日常生活で理解している知識（男女平等権についての知識）を活用して社会問題を解釈・理解するということである。この原理が主に働くのはパート5である。

パート5では、原理3でも述べたように学習者は小論文を執筆することになっており、その内容は（1）論題（ERA はなぜ否決されたのか）と（2）ERA を含め、男女平等権を実現する方法としてどの様なものがあるかである。（1）ではERA 否決という過去の歴史的事実について、ERA が否決された要因について各パートで検討した内容を思い出しながら社会問題を解釈・理解したものを書いていく。この過程で学習者は、ERA 否決の要因となる男女平等の考え方には、宗教・地域性・価値観などが大きく影響しており、このことは現在にもあてはまるということに気づく。宗教・地域性・価値観が人々の考え方や行動に影響を与えることは、学習者が日常的に体験していることだからである。そこで（2）では、男女平等権を実現していく方法<sup>注5)</sup>について、男女平等についての学習者自身の観念、また性役割分担について日常的に学習者が見聞きし、知識として持っていることを使うことが可能になる。このことにより、男女平等権を実現する方法としてERA を含めてどの様なものがあるかについて、現在の様々な視点から小論文を執筆することができるようになる。例えば、「男女平等権を実現するには現行諸法令の改正や最高裁判例の提示、制度の改正などが考えられるが、これらのものを支えているのは社会の慣習や価値観、地域性などである。そこで、諸制度や法令の改正とともに、啓発活動や学校での男女平等権についての学習も必要である。」ということも小論文の内容として書くこともありうる。このように社会問題を現在の視点で解釈するという原理は、学習者が現在の社会の問題を考える上で大きな働きを果たすものである。

以上、4つの学習方法原理について述べてきた。原理1は「社会問題の批判的解釈モデル」による社会問題理解、第2の原理は2段階の議論の構造（水準aと水準b）を用いた社会問題理解、第3の原理は現在の社会問題解決に応用するための手段としての小論文執筆、第4の原理は現在の視点による社会問題の理解であった。

これまで述べた単元の授業の分析、それから得られた内容構成原理及び学習方法原理をもとに、次の5では社会構築主義に基づく社会問題学習の特質と問題点について考察する。

## 5 特質と問題点

本稿では、社会問題に焦点を当てた歴史の批判的解釈学習の論理について考察を行ってきた。そして特に、DBQプロジェクト米国史単元「男女平等憲法修正条項はなぜ否決されたのか」の分析をとおして、社会問題に焦点を当てた歴史の批判的解釈学習の論理について解明してきた。この単元には、以下の二つの特質が見られる。

第一の特質は、ERA否決の要因を解釈する際に用いられる議論の構造（データにもとづき論拠を示して「～と解釈すべきである」と主張するという構造）が、単線的なものではなく複合的な構造を持っているということである。この議論の複合構造を図で示したのが、図2と図8である。

図2は、15個の文書を順次解釈する際に用いられる議論の複合的構造である。ここで示されているトゥールミン図式は各要因につき1つだけあるのではなく、例えば要因①（憲法修正に関わる条文内容を要因としてERAは否決されたか否か）の分析では、文書の個数（文書A、文書B、文書Cの3個）に応じてトゥールミン図式も3個となる。さらに、各文書の解釈で用いられたトゥールミン図式の各論拠（論拠A、論拠B、論拠C）は統合されて、要因①を解釈する場合の新たな論拠（ $W_{①}$ ）となる。同様に、各文書の解釈で用いられたトゥールミン図式の各主張（主張A、主張B、主張C）も統合されて、要因①を解釈する場合の新たな主張（ $C_{①}$ ）となる。このように各要因の解釈の際になされる議論の構造は、最初になされた議論のデータ・論拠・主張が統合され、次の議論の前提あるいは新たな要素となるという点で複合的な構造を持つものと言える。

次の図8は、上記の図2の内容について、解釈される全ての要因について総合的に示したものである。各要因のトゥールミン図式の一つひとつは既に述べたように複合的な構造を持ったものであるが、それらがすべて統合されると、学習者は各要因間相互の関連性・補完性、場合によっては対立性などに気づく。そしてこの関連性もデータとして取り込み、より緻密な根拠づけをしてERA否決の要因についてグループや学級で主張をおこなうという複合的な構造になっている。このように、一つひとつの要因の解釈が複合的な構造を持っている（図2）ことに加えて、さらに各要因の関連性を踏まえた複合的な解釈をする（図8）という点で、要因を解釈する際になされる議論が二重の複合的構造を持つという特性が本単元にはあるといえる。

第二の特質は、社会問題を分析する際の指標として2つの水準の主張（事実の解釈の主張と社会問題解決策の主張）を用いていることである。学習方法原理2で述べたように、事実の解釈の

主張（水準a）はパート1～4にあたり、社会問題解決策の主張（水準b）はパート5にあたる。パート1～4では、ERA否決という具体的な事例について、「ERAは～や～が要因で否決されたと理解すべきである」という主張がなされる。これは言い換えれば、ERAが～や～という要因によって否決された（＝事実の解釈）ということを示す「主張」することが「社会問題」であるという認識を学習者が持つということである。なぜなら、社会問題は単に何らかの困った状態が存在するということを指しているのではなく、問題であるということの「主張」があって初めて社会問題となるからである。このように、パート1～4で行われる「事実の解釈の主張」（＝水準a）は、当該具体的な問題が社会問題であるということを理解するレベルである。

これに対して社会問題解決策の主張（水準b）は、水準aから得られた具体的問題の主張を新たなデータとして、水準aを「一般化」した主張を行うものである。例えば、「男女平等権の実現は、性差別を違憲とする連邦最高裁判決を数多く出し、その過程で性差別についての明確な審査基準を確立することによってなされるべきである」、「ERAと同じ趣旨の理念を提唱する社会運動・政治運動を継続的に展開して人々の性役割についての平等意識を高めることによって、男女平等は実現されるべきである」などの主張である。そしてこの場合の論拠も水準a（具体的問題についての具体的論拠）とは異なり、水準aを一般化した論拠が用いられる。例えば、「連邦最高裁判例が多く出されれば審査の明確な基準が確立される」、「社会運動・政治運動の継続的展開は、人々の意識を高める」などというものである<sup>注6)</sup>。

このように、第二の特質は社会問題を分析する際の指標として2つの水準の主張（事実の解釈の主張と社会問題解決策の主張）を用いているということである。

以上、本単元の特質を2つ述べてきた。第1の特質は、ERA否決の要因を解釈する際に用いられる議論の構造が複合的な構造を持っているということ、第2の特質は2つの水準の主張を用いて社会問題を分析しているということであった。しかし、本単元には今後解決すべき次のような課題も見出される。

第一の課題は、社会問題解決策の主張が小論文を執筆することにとどまっているということである。これは前述の第2の特質で述べた水準aと水準bのうち、水準bに関わるものである。パート5では、学習者は男女平等を実現する方法について小論文を執筆するが、執筆した後にこれがどう扱われるのかが明確にされていない。学習者が各自執筆して終わるのか、またはグループや学級内でその小論文を発表して意見交換などをするのかについて明らかではない。

第二の課題は、グループや学級内でなされるディスカッションの方法が明確にされていないということである。教師用指導書にも、単に「検討する」「ディスカッションする」と書かれているのみで、15個もの多数の資料をどのような順番で読ませるのか、8個の要因を解釈する際にどのような取り上げ方をするのか、具体的な方法が明らかではない。学習者がディスカッションにおいて他の人の解釈を知ることは、自分自身の解釈を再構築するデータとなる重要なことであるから、ディスカッションの具体的な方法を今後さらに細かく明らかにすることが必要であると思わ

れる。

これらの課題の解決のためには、本稿で明らかにした4つの原理をより明確に反映した形の指導プランへと修正するとともに、学習者相互の議論を進展させるような形でいわゆるアクティブ・ラーニングによる学習を整備していく方向が考えられる。その具体的方法については今後稿を改めて提案したい。

## 注

- 1) 2014年2月8日開催の社会系教科教育学会第25回研究大会では「『個人化』の時代に社会科は、社会問題にどう取り組むか？」をテーマとして社会問題に焦点を当てたシンポジウムが行われた。このシンポジウムの内容をまとめた原田智仁氏の報告（原田、2014）によれば、社会構築主義の立場をとる臨床社会学の理論をもとに、岩野清美氏が社会科授業構成の方法を提案している。原田氏の報告から読み取れる範囲では、岩野氏の提案内容は、学習過程で言語を通して学習者同士がどの様に社会問題に関与し、語り合えばよいのかについて、社会構築主義に立つ心理学者の研究成果に依拠して「社会問題を扱う社会科授業構成の方法」を解明している。そして実際の授業実践を通してその有効性を実証的に検討したものと考えられる。「社会問題」を構築しているものは、人々が「問題」の存在を主張し解決を要求する活動そのものであるという捉え方は本研究と同じである。しかし、岩野氏は問題について学習者が語り合うことが社会問題の理解である捉えているため、社会構築主義に基づく社会問題の特性の理解ができるか不明である。また、岩野氏の研究は社会構築主義の視点による学習「過程」の解明に軸があり、学習「内容」としての社会問題の特質（とらえ方）の検討はあまり行われていないように思われる。本研究は、社会問題学習の要点は、社会構築主義の社会学の視点にもとづいて学習「内容」構成（社会問題の特質）と学習「方法」の両者を密接に関連させて捉えることであると考えているため、この点で岩野氏の研究は本研究の内容とは異なっている。
- 2) クレームについての辞書的定義として以下のものが示されている（『ウェブスター新国際辞典・第三版』の“claim”の項）。本稿では、最も当てはまる定義として2の定義を採用した。
  - 1 権威的もしくは挑戦的な要請、
  - 2 権利や、権利と思われるものの要求、
  - 3 他者への当然の支払い、あるいはそう思われるものの請求、
  - 4 適切な正当性の根拠抜きに行われる、あるいは行われていそうだと思われる主張、声明、または示唆。
- 3) これらの基本概念の抽出に当たっては、中河（1999：21-46）が提唱する社会問題を研究する構築主義社会学の新しいアプローチの輪郭（クレーム申し立てによる定義と社会問題のカテゴリー）を参考にした。
- 4) 歴史プロジェクトの目標やカリキュラムの構成原理など、DBQプロジェクトの全体計画とその論理についての詳しい説明は寺尾（2015）を参照されたい。
- 5) アメリカ合衆国憲法第5章は憲法改正条項である。その条文とは次のようなものである。
 

連邦議会は、両院の3分の2が必要と認めるときは、この憲法に対する修正を發議し、または、3分の2の州の立法部が請求するときは、修正を發議するための憲法會議を召集しなければならない。いずれの場合においても、修正は、4分の3の州の立法部または4分の3の州における憲法會議によって承認されたときは、あらゆる意味において、この憲法の一部として効力を有する。いずれの承認方法を採用かは、連邦議会在が定める。但し、1808年より前に行われるいかなる修正も、第1章第9条1項および4項の規定に変更を加えてはならない。いかなる州も、その同意なしに、上院における平等の投票権を奪われることはない。

（アメリカ大使館HP掲載「アメリカ合衆国憲法」日本語訳より）

6) 法律学の立場からERA運動の歴史的意義と課題を考察している中川（1983）の論文によれば、ERA運動が平等権実現の上に残した意義として次の4点をあげている。これらはERA以外の方法による平等権実現の新たな方法とも言える。単元のパート4で学習者が導き出す新たな方法に当たるものであり、学習内容を確定する際の基準ともなる。

- (1) 訴訟によって性差別法を違憲とする連邦最高裁の判例を数多く出し、その過程で性差別のより明確な審査基準を確立すること。
- (2) ERAと同じ趣旨の理念を提唱する社会運動、政治運動の継続的展開をととして、人々の中の性的役割に関する平等意識を高めること。
- (3) ERAと同じ趣旨の条文を各州の憲法に取り入れていくこと。
- (4) 雇用における性的差別の撤廃（同一賃金法施行）、公民権法や大統領行政命令の改正、教育上の性差別撤廃（教育法改正）など、各領域における個別法改正によって性差別を撤廃していくこと。

## 引用・参考文献

- Brady, C. C. & Roden, P. (Ed.) (2002a), *Document Based Questions in American History*. (Text Book); IN, The DBQ Project.
- Brady, C. C. & Roden, P. (Ed.) (2002b), *Document Based Questions in American History*. (Teacher Materials); IN, The DBQ Project.
- Brady, C. C. & Roden, P. (Ed.) (2005a), *Document Based Questions in World History*. (Text Book); IN, The DBQ Project.
- Brady, C. C. & Roden, P. (Ed.) (2005b), *Document Based Questions in World History*. (Teacher Materials); IN, The DBQ Project.
- LeeAnne, G. (2013), *The Equal Rights Amendment (Finding a voice: women's fight for equality in U.S. society)*, Mason Crest.
- 足立幸男（1984）、『議論の論理』、木鐸社。
- 池野範男（1999）、「批判主義の社会科」、『社会科研究』、第50号、pp.61-70。
- 池野範男・他（2000）、「近現代史学習の授業開発研究（Ⅳ）－社会問題史学習の小単元『男女平等を考える』－」、『広島大学教育学部・関係附属学校園共同研究体制研究紀要』、第28号、pp.107-116。
- 池野範男・他（2001）、「現代民主主義社会における社会問題史学習1 日本史単元『女性と教育－保井コノはどのような問題にぶつかったのか』」、池野範男『現代民主主義社会の市民を育成する歴史カリキュラムの開発研究』（平成10年度～平成12年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2）研究成果報告書）、pp.67-84。
- 池野範男（2004）、「公共性問題の射程－社会科教育の批判理論－」、『社会科教育研究』、No.92、pp.9-20。
- カバ, B. ボーディン, J. [宮城正枝・石田美栄訳]（1992）、『われらアメリカの女たち－ドキュメントアメリカ女性史－』、家伝社。
- キツセ, J. & スバクター, M. [村上・中河・鮎川・森訳]（1990）、『社会問題の構築』、マルジュ社。
- 寺尾健夫（2001）、「社会的構成主義に基づく歴史授業の構成原理」、『日本教科教育学会誌』、第24巻1号、pp.31-40。
- 寺尾健夫（2004）、「認知構成主義に基づく歴史人物学習の原理」、『社会科研究』、第61号、pp.1-10。
- 寺尾健夫（2005）、「社会的理解の方法を媒介にした出来事の解釈学習」、『社会系教科教育学研究』、第17号、pp.1-12。
- 寺尾健夫（2015）、「人物の行為の批判的解釈に基づく歴史学習の論理－DBQプロジェクト単元『非暴力主義：ガ

- ンジー・キング・マンデラ』の場合-」、『福井大学教育地域科学部紀要』、第5号、pp.213-247。
- トゥールミン, S. E. [戸田山和久・福澤一吉訳] (2011)、『議論の技法』、東京書籍。
- 大脇雅子・中島通子・中野麻美 (1998)、『21世紀の男女平等法〔新版〕』、有斐閣。
- デュボイス, E., デュメニル, L. [石井紀子他訳] (2009)、『女性の目からみたアメリカ史』、明石書店。
- 中川徹 (1983)、「男女平等とアメリカ憲法－平等権修正（ERA）をめぐる」、『広島法学』、6巻4号、pp.69-96。
- 中河伸俊 (1999)、『社会問題の社会学－構築主義的アプローチの新展開』、世界思想社。
- 原田智仁 (2014)、「〔シンポジウム報告〕個人化の時代に、社会科は社会問題にどう取り組むか?」、『社会系教科教育学研究』、第26号、pp.91-94。
- マッキノン, C. [森田成也・中里見博・武田万里子訳] (2011)、『女の生、男の法（上）』、岩波書店。
- マッキノン, C. [森田成也・中里見博・武田万里子訳] (2011)、『女の生、男の法（下）』、岩波書店。
- 溝口和宏 (2003)、「社会問題科の内容編成原理」、社会認識教育学会編『社会科教育のニューパースペクティブ』、明治図書、pp.54-63。
- 三成美保・姫岡とし子・小浜正子 (2014)、『歴史を読み替える ジェンダーから見た世界史』、大月書店。
- 山本功 (1994)、「構築主義分析におけるクレイムの分析手法の一考察－ベストのレトリック分析を手がかりに－」、『中央大学大学院研究年報』、24（文学研究科）、pp.155-166。

**付記** 本研究は平成25～28年度科学研究費補助金 基盤研究（C）課題研究番号25381246（研究代表者 寺尾健夫）の一環として行った。